

EU の 2022 年ローミング規則

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 田村 祐子

目 次

はじめに

I 背景及び経緯

- 1 ローミングとは
- 2 ローミング小売料金の上限額引下げ・無料化とローミング卸売料金の上限額引下げ
- 3 ローミング小売料金無料化の効果と課題

II 2022 年ローミング規則の概要

- 1 2022 年ローミング規則の制定
- 2 概要
- 3 ローミング小売料金原則無料の継続
- 4 サービス品質の確保
- 5 予期せぬ高額利用料金の防止
- 6 緊急サービス
- 7 卸売ローミングサービスへの接続及びローミング卸売料金
- 8 監督、紛争解決、罰則等

おわりに

翻訳：EU 内における公衆移動体通信ネットワークのローミングに関する 2022 年 4 月 6 日の
欧州議会及び理事会規則（EU）2022/612（廃止制定）（EEA 関連文書）

キーワード：移動体通信ネットワーク、デジタル単一市場、域内自由移動、消費者保護

要 旨

2022年4月6日、「EU内における公衆移動体通信ネットワークのローミングに関する2022年4月6日の欧州議会及び理事会規則（EU）2022/612」が制定され、同年7月1日に施行された。この規則は、同年6月30日に失効する、ローミング小売料金（自国で契約中の携帯機器を他の加盟国で使用する際に顧客が支払う追加料金）の原則無料化を定めた規則（EU）No 531/2012を廃止し、その内容を引き継ぐとともに、ローミングサービスの品質確保や緊急サービスへのアクセス保証について新たに規定し、事業者間で発生するローミング卸売料金の上限額を引き下げるものである。規則の有効期限は、2032年6月30日までの10年間である。

はじめに

人・モノ・サービス・資本の域内自由移動を目指すEU（欧州連合）⁽¹⁾にとって、デジタル分野における単一市場の実現は重要な課題である。従来、携帯機器（mobile device）⁽²⁾については、他の加盟国で使用すると、各加盟国で通信事業者が異なるために利用者は追加の料金を請求されることになり、この問題が、EUのデジタル単一市場形成や電子通信（electronic communications）市場の円滑な機能を阻む障壁の一つとなっていた。

EUは、これまでも、ローミング小売（retail）料金（自国で契約中の携帯機器を他の加盟国で使用する際に顧客が支払う追加料金）の段階的引下げを行ってきており、2015年の改正によりローミング小売料金は原則無料化された（規則（EU）No 531/2012）⁽³⁾。この規則が2022年6月30日に失効することを踏まえて、2022年4月6日、同規則を廃止し、その内容を引き継ぐとともにローミングサービスの品質確保や緊急サービスへのアクセス保証等、新たな規定を盛り込んだ「EU内における公衆移動体通信ネットワークのローミングに関する2022年4月6日の欧州議会及び理事会規則（EU）2022/612」⁽⁴⁾（以下「2022年ローミング規則」）が制定された。

本稿は、2022年ローミング規則の制定までの経緯及び同規則の概要を解説し、同規則の本文を翻訳するものである。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年11月17日である。

- (1) 域内市場における自由移動に関しては、EUの基本条約の一つであるEU運営条約第26条に規定される。Consolidated version of the Treaty on the Functioning of the European Union Part Three – Union Policies and Internal Actions Title1 – the Internal Market Article26 (ex Article14 TEC), OJ C 202, 7.6.2016, p.59. <http://data.europa.eu/eli/treaty/tfeu_2016/art_26/oj>
- (2) スマートフォンを含む携帯電話、タブレット型端末、ポータブル・コンピューター、ルーターなど。「EU域内のローミング料金撤廃とは？」『EU MAG』Vol.61, 2017.6. <<https://eumag.jp/questions/f0617/>>
- (3) Regulation (EU) No 531/2012 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2012 on roaming on public mobile communications networks within the Union (recast) Text with EEA relevance, OJ L 172, 30.6.2012, p.10. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2012/531/oj>>
- (4) Regulation (EU) 2022/612 of the European Parliament and of the Council of 6 April 2022 on roaming on public mobile communications networks within the Union (recast) (Text with EEA relevance), OJ L 115, 13.4.2022, p.1. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2022/612/oj>>

I 背景及び経緯

1 ローミングとは

ローミング (roaming) とは、ある顧客 (customer) が自国の移動体通信サービスを提供する事業者 (mobile network operator. 以下「移動体通信事業者」)⁽⁵⁾ と契約している携帯機器を使って、自国外で通話やショートメッセージサービス (以下「SMS」) の送受信、インターネットを使ったデータ通信などのサービスを利用できるようにするサービスのことである⁽⁶⁾。

EU には、EU 全体で共通の移動体通信事業者は存在せず、加盟国ごとに移動体通信事業者が異なるため、加盟国間でローミングサービスが使用されている。例えば、加盟国 A のある顧客が、自国で移動体通信事業者 a と契約している携帯機器を使って、訪問先の加盟国 B で、通話や、SMS 送受信、データ通信等を行おうとする場合、a は、a と提携している加盟国 B の移動体通信事業者 b が保有する回線を利用したローミングサービスを顧客に提供することになる。このとき、a は b に、顧客がローミングサービスを利用できるようにするための料金を支払い、顧客は a に、ローミングサービスを利用するための料金を支払う⁽⁷⁾。本稿では、a と b の事業者間に発生する料金を「ローミング卸売 (wholesale) 料金」、a が顧客に提供するためにローミング卸売料金を支払って購入するローミングサービスを「卸売ローミングサービス」と表記することとする。また、顧客が a に支払う料金を「ローミング小売料金」、a が顧客に提供するローミングサービスを「小売ローミングサービス」、a を「ローミングプロバイダ (roaming provider)」⁽⁸⁾ と表記する。以上の関係者及び関係性を次のとおり図にまとめた。

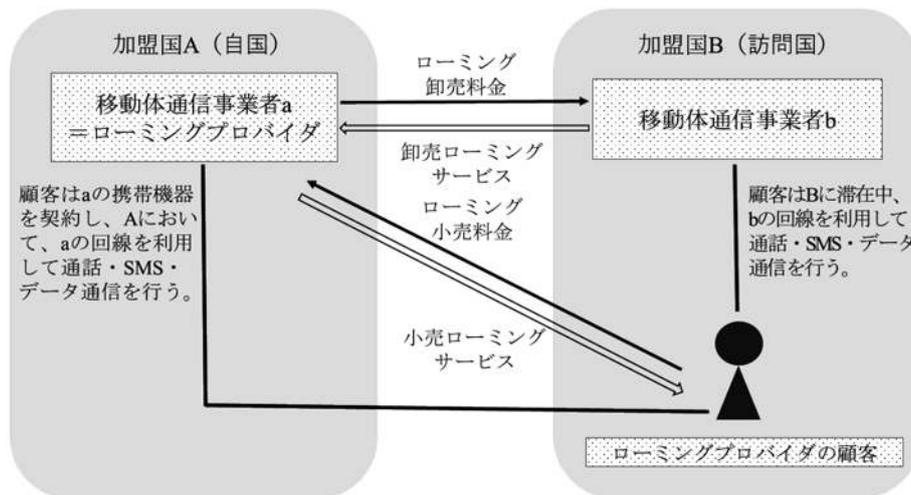
(5) 自社でネットワークを構築し、当該ネットワークを完全に管理・利用できる事業者。MNO とも表記される。European Commission, “Commission Staff Working Document Impact Assessment Accompanying the Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on roaming on public mobile telecommunications networks within the Union (recast),” SWD(2021) 28 final, 24.2.2021, p.3. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CONSIL:ST_6532_2021_ADD_3&from=EN>

(6) 次の資料を参照した。なお、ローミングは、国内の事業者間で行う場合もあるが、本稿では国外 (自国以外の EU 加盟国) の事業者とのローミングについて扱う。日経パソコン編『日経パソコンデジタル・IT用語事典』日経 BP 社, 2012, p.479; 「EU 域内のローミング料金撤廃とは？」前掲注 (2)

(7) 次の資料を参照した。規則 (EC) No 717/2007 第 2 条「欧州共同体全域ローミング (Community-wide roaming)」の定義。Regulation (EC) No 717/2007 of the European Parliament and of the Council of 27 June 2007 on roaming on public mobile telephone networks within the Community and amending Directive 2002/21/EC (Text with EEA relevance), OJ L 171, 29.6.2007, p.37. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2007/717/oj>>; European Commission, “Report from the Commission to the European Parliament and the Council on the review of the roaming market,” COM(2019) 616 final, 29.11.2019, pp.2-3. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52019DC0616&from=EN>>

(8) 小売ローミングサービスを顧客に提供する自国の事業者をいう (2022 年ローミング規則第 2 条)。

図 ローミングに関する相関図



(出典) Regulation (EC) No 717/2007 of the European Parliament and of the Council of 27 June 2007 on roaming on public mobile telephone networks within the Community and amending Directive 2002/21/EC (Text with EEA relevance), OJ L 171, 29.6.2007, p.37. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2007/717/oj>>; European Commission, "Report from the Commission to the European Parliament and the Council on the review of the roaming market," COM(2019) 616 final, 29.11.2019, pp.2-3. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52019DC0616&qid=1667863163859>> を基に筆者作成。

顧客は、訪問先の加盟国（以下「訪問国」）で通話や SMS の送信等を行った場合、自国で契約している携帯機器の使用料金に加えてローミング小売料金を請求されることになる。そのため、従来、訪問国での携帯機器の使用が控えられる傾向⁽⁹⁾にあった。

2 ローミング小売料金の上限額引下げ・無料化とローミング卸売料金の上限額引下げ

(1) ローミング小売料金の上限額引下げ及び無料化

ローミング小売料金が、顧客が訪問国で携帯機器の利用を控える原因となっていたことから、EU はローミング小売料金に上限を設定し、上限額を徐々に引き下げる規制を導入した。まず、2007 年 6 月にローミングに関する規則⁽¹⁰⁾ (EC) No 717/2007 が制定され、音声通話にかかるローミング小売料金に上限額（1 分当たり 0.3 ユーロ⁽¹¹⁾）が初めて設けられた。2009 年 6 月に規則 (EC) No 717/2007 を改正する規則 (EC) No 544/2009⁽¹²⁾ が制定されたことにより、SMS にかかるローミング小売料金に対しても上限額（2009 年 7 月 1 日から 1 メッセージ当たり 0.11 ユーロ）が設けられた⁽¹³⁾。さらに、2012 年 6 月に制定された規則 (EU) No 531/2012 において、通話及

(9) 2006 年 9 月・10 月に欧州委員会が行ったローミングに関する世論調査では、携帯機器を所有しており、他国を訪問した際の携帯機器の使用頻度が自国に比べて低いと回答した人（全体の 26%）のうち、81% がその主な理由に通信費の高さを挙げている。European Commission, "Roaming," 2007.3, pp.3, 21. <<https://europa.eu/eurobarometer/surveys/detail/1402>>

(10) Regulation (EC) No 717/2007 of the European Parliament and of the Council of 27 June 2007 on roaming on public mobile telephone networks within the Community and amending Directive 2002/21/EC (Text with EEA relevance), *op.cit.*(7), p.32.

(11) 1 ユーロは、約 141.5 円（令和 4 年 11 月分報告省令レート）である。

(12) Regulation (EC) No 544/2009 of the European Parliament and of the Council of 18 June 2009 amending Regulation (EC) No 717/2007 on roaming on public mobile telephone networks within the Community and Directive 2002/21/EC on a common regulatory framework for electronic communications networks and services (Text with EEA relevance), OJ L 167, 29.6.2009, p.12. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2009/544/oj>>

(13) 詳細は、ONOSO「欧州連合の電子通信部門規制政策と周波数政策の現状および最新動向調査」2010.9.30, pp.56-63. 国立研究開発法人情報通信研究機構ウェブサイト <<https://www.nict.go.jp/global/lde9n2000000bmhf-att/re100930.pdf>>

び SMS のローミング小売料金の上限を段階的に引き下げるとともに、データ通信のローミング小売料金にも上限額(2012年7月1日から1メガバイト⁽¹⁴⁾当たり0.7ユーロ)が設けられた⁽¹⁵⁾。その後、2015年11月に規則(EU) No 531/2012を改正する規則(EU) 2015/2120⁽¹⁶⁾が制定され、これにより、2017年6月15日から通話、SMS、データ通信にかかるローミング小売料金を原則無料化することが決定した⁽¹⁷⁾。

ただし、ローミング小売料金は原則として無料化されたが、不正な利用の防止⁽¹⁸⁾と事業者の経営の持続可能性⁽¹⁹⁾を保護する目的で、例外的に追加の小売ローミング料金を課すことができる規定が設けられ、その詳細は、2016年12月制定の欧州委員会実施規則(EU) 2016/2286⁽²⁰⁾に定められた。

(2) ローミング卸売料金の上限額引下げ

一方、ローミング卸売料金についても、規則(EC) No 717/2007で初めて上限額(音声通話1分当たり0.3ユーロ)が定められた。2009年にはSMS(2009年7月1日から1メッセージ当たり0.04ユーロ)及びデータ通信(同日から1メガバイト当たり1ユーロ)のローミング卸売料金にも上限額が設けられ、2012年の規則(EU) No 531/2012で音声通話、SMS、データ通信にかかるローミング卸売料金の上限額がそれぞれ段階的に引き下げられた。その後、ローミング小売料金の原則無料化に伴い、2017年に規則(EU) No 531/2012を改正し、ローミング卸売料金の上限額を更に引き下げる規則(EU) 2017/920⁽²¹⁾が制定された。規則(EU)

(14) 情報量の単位。メガは基本単位の100万倍を表す。通常は1024キロバイトを1メガバイトとして計算するので、1メガバイトは約105万バイトになる。日経パソコン編 前掲注(6), p.757.

(15) 詳細は、植月献二「【EU】携帯電話利用料を引き下げる新規則」『外国の立法』No.252-2, 2012.8, p.23. <<https://doi.org/10.11501/3517521>>

(16) Regulation (EU) 2015/2120 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2015 laying down measures concerning open internet access and amending Directive 2002/22/EC on universal service and users' rights relating to electronic communications networks and services and Regulation (EU) No 531/2012 on roaming on public mobile communications networks within the Union (Text with EEA relevance), OJ L 310, 26.11.2015, p.1. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2015/2120/oj>>

(17) 詳細は、田村祐子「【EU】国際ローミング料金廃止に関する規則案」『外国の立法』No.265-1, 2015.10, pp.4-5. <<https://doi.org/10.11501/9514872>> なお、当該改正により、訪問国でも自国と同じ料金で携帯機器を使えるようになることから、これを“Roam Like at Home (RLAH)”や「RLAH規則」等と通称する。「EU域内のローミング料金撤廃とは？」前掲注(2)

(18) 例えば、顧客が他の加盟国に永住しているにも関わらず、より安価な出身国の事業者と契約を続けているなどの不正な利用が発覚した場合には、「公正利用の方針(fair use policy)」に従って、事業者は、ローミング卸売料金を超えない範囲内で追加のローミング小売料金を顧客に請求することができると規定された(規則(EU) No 531/2012第6b条)。当該規定に関連して、「自国(home)」とは、「居住している国あるいは安定した関係性のある国」と定義される。これは、仕事や学業、引退後の年金生活などの理由から、「自国」が数カ国にまたがる人や、複数の国々に数週間ないし数カ月にわたって滞在したり、頻繁に行き来したりして生活している人が少なくないためである。「EU域内のローミング料金撤廃とは？」同上

(19) 移動体通信事業者がローミング小売料金を無料化することで採算が取れず経営持続可能性が危うくなる場合、規制当局に申請し、許可を得た上で顧客に追加料金を課すことができると規定された(規則(EU) No 531/2012第6c条)。

(20) Commission Implementing Regulation (EU) 2016/2286 of 15 December 2016 laying down detailed rules on the application of fair use policy and on the methodology for assessing the sustainability of the abolition of retail roaming surcharges and on the application to be submitted by a roaming provider for the purposes of that assessment (Text with EEA relevance), OJ L 344, 17.12.2016, p.46 <http://data.europa.eu/eli/reg_impl/2016/2286/oj>

(21) Regulation (EU) 2017/920 of the European Parliament and of the Council of 17 May 2017 amending Regulation (EU) No 531/2012 as regards rules for wholesale roaming markets Text with EEA relevance, OJ L 147, 9.6.2017, p.1. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2017/920/oj>>

2017/920により、ローミング卸売料金の上限額は、データ通信1ギガバイト⁽²²⁾当たり7.7ユーロ(段階的に引き下げ、2022年に2.5ユーロ)、通話は1分当たり0.032ユーロ等と定められた⁽²³⁾。

3 ローミング小売料金無料化の効果と課題

2019年11月29日、欧州委員会が「ローミング市場の見直しに関する報告書」⁽²⁴⁾を公表した。これは、2017年6月以降のローミング市場の機能を評価するため、欧州電子通信規制者団体(Body of European Regulators for Electronic Communications: BEREC)⁽²⁵⁾が公表した2019年6月の意見書⁽²⁶⁾と同年9月の調査・分析結果⁽²⁷⁾を参考に作成されたものである。同報告書は、BERECの意見書に基づいて、①ローミング小売料金の原則無料化を含むローミングに関する規制は、総じて成功したこと、②当面の間、ローミング小売料金を無料とする措置及びローミング卸売料金に上限額を設定する措置を維持すべきで、ローミング卸売料金については引下げを推奨すること、③サービス内容等、更に改善の余地があることの3点を指摘した。①については、ローミングサービスを使用したデータ通信量の推移について、2016年第3四半期(7月～9月)に比べて2018年第3四半期のデータ通信量が約12倍に増加したというデータを挙げ、無料化の効果を示した⁽²⁸⁾。②については、これまで段階的に引き下げられてきたローミング卸売料金上限額を平均のローミング卸売料金が下回り続けている⁽²⁹⁾ことから、事業者が上限額よりも低い料金でローミングサービスの提供にかかる費用を回収できている⁽³⁰⁾。したがって、上限額引下げの余地があるとされた⁽³¹⁾。また、引下げの必要性については、特に自社でネッ

(22) 情報量の単位。ギガは基本単位の10億倍を表す。ハードディスクの容量等では1ギガバイトを1024メガバイトとするが、一般的な単位の表記に合わせて1ギガバイトを1000メガバイトとする例もある。日経パソコン編 前掲注(6), p.443.

(23) 詳細は、島村智子「[EU] 通信事業者間のローミング料金制限に関する規則」『外国の立法』No.272-2, 2017.8, p.27. <<https://doi.org/10.11501/10404466>>

(24) European Commission, *op.cit.*(7)

(25) 欧州電子通信規制者団体を設置する新規則(EC) No 1211/2009により、EUの電子通信市場において、公正な競争及び法規の整合性を確保することを目的として設立された組織。Regulation (EC) No 1211/2009 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2009 establishing the Body of European Regulators for Electronic Communications (BEREC) and the Office (Text with EEA relevance), OJ L 337, 18.12.2009, p.1. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2009/1211/oj>>; 詳細は、植月献二「EUの情報通信規制改革—急速な通信環境変化への対応—」『外国の立法』No.246, 2010.12, pp.42-85. <<https://doi.org/10.11501/3050575>>

(26) Body of European Regulators for Electronic Communications, “BEREC opinion on the functioning of the roaming market as input to EC evaluation,” BoR(19)101, 2019.6.19. <https://www.berec.europa.eu/sites/default/files/files/document_register_store/2019/6/BoR_%2819%29_101_BEREC_Opinion_roaming_market_EC.pdf>

(27) Body of European Regulators for Electronic Communications, “BEREC supplementary analysis on wholesale roaming costs,” BoR(19)168, 2019.9.20. <https://www.berec.europa.eu/sites/default/files/files/document_register_store/2019/9/20190920124624_BoR_%2819%29_168_BEREC_supplementary_analysis_on_wholesale_roaming_costs.pdf>

(28) European Commission, *op.cit.*(7), p.6.

(29) 卸売料金が下落した要因としては、ローミング小売料金の原則無料化によりローミングサービス使用量が増加したことと、規則(EU) 2017/920による卸売料金上限額の引下げが事業者間の競争を誘発したことが挙げられる。*ibid.*, pp.6, 11.

(30) *ibid.*, pp.10, 11.

(31) なお、報告書では、人の移動傾向に応じてアウトバウンダー(outbounder)・インバウンダー(inbounder)と称される移動体通信事業者について、北欧諸国と南欧諸国との間で偏りが生じていることについても指摘されている。アウトバウンダーとは、提携している他のEU加盟国の移動体通信事業者(パートナー事業者)のネットワークにおける自社の顧客のローミングサービス使用量が、パートナー事業者の顧客による自社ネットワークでのローミングサービス使用量を上回る事業者のことである。北欧諸国に多い。反対に、自社の顧客によるパートナー事業者ネットワークでのローミングサービス使用量が、パートナー事業者の顧客による自社ネットワークでの

トワークを持たない事業者である MVNO⁽³²⁾ への支援措置として上限額引下げが有効であると指摘した。③改善の余地について、当該報告書は、多くの移動体通信事業者が、データ通信速度等のサービスの品質に関する情報提供や説明を顧客に対して十分に行っていないと指摘し、ローミング中であっても自国と同レベル（例えば自国の顧客に対して 4G⁽³³⁾）を提供している事業者であれば、ローミングサービスにおいても 3G ではなく 4G を提供するなど。）のサービスを提供することが通常期待されるとした⁽³⁴⁾。

II 2022 年ローミング規則の概要

1 2022 年ローミング規則の制定

第 I 章で述べた状況を踏まえ、2021 年 2 月 24 日、「EU 内における公衆移動体通信ネットワークのローミングに関する欧州議会及び理事会規則案」⁽³⁵⁾（以下「規則案」）が提出された。規則案は、規則（EU）No 531/2012 を廃止するもので、2019 年の欧州委員会による報告書の内容を踏まえ、サービスの品質向上やローミング卸売料金の上限額引下げについて規定された他、緊急通信サービスにローミング小売料金を課すことを禁ずる規定や、付加価値サービス⁽³⁶⁾にはローミング小売料金がかかることを顧客に知らせる規定等が新たに盛り込まれた。規則案は、若干の修正⁽³⁷⁾を経て、2022 年 4 月 6 日、2022 年ローミング規則として制定された。

ローミングサービス使用量を下回る事業者を、インバウンダーという。南欧諸国に多い。アウトバウンダーは、支払うローミング卸売料金の方が多いため、ローミング卸売料金の上限額が設定されており卸売料金が下落していることで、恩恵を受けている。一方で、インバウンダーにとってローミング卸売料金の下落は不利益となるものの、ローミング小売料金の原則無料化により、ローミングサービス使用量が増えたことによって、インバウンダーの収益は結果的に増加した。 *ibid.*, pp.10, 11.

(32) mobile virtual network operator の略称。自国の移動体通信事業者のネットワークの一部へのアクセス許可を受けて活動し、自社ではアクセスインフラを構築しない事業者である。European Commission, *op.cit.*(5) MVNO は、主に再販 (resale) という形で、他の EU 加盟国の移動体通信事業者と提携している別の移動体通信事業者から卸売ローミングサービスを購入し、顧客に小売ローミングサービスを提供する。移動体通信事業者への依存度が高いため、卸売料金の上限額に近い価格で卸売ローミングサービスを購入しているケースが少なくない。加えて卸売ローミングの収益もないために、自社ネットワークを有する移動体通信事業者とは異なり、厳しい状況に置かれている。 *ibid.*, pp.11, 12; Body of European Regulators for Electronic Communications, *op.cit.*(26), pp.35-37, 40.

(33) 第 4 世代 (4th generation) を意味する略称。第 3 世代の通信速度を飛躍的に増加させた次世代の移動体通信サービス。日経パソコン編 前掲注 (6), pp.17, 569.

(34) European Commission, *op.cit.*(7), p.13.

(35) European Commission, Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on roaming on public mobile communications networks within the Union (recast), COM(2021) 85 final, 24.2.2021. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM%3A2021%3A0085%3AFIN>>

(36) 付加価値サービスとは、①プレミアム価格番号（自国の顧客が通常通話や SMS よりも高い料金を課される番号。天気予報、エンターテインメント、技術サポート等）、②フリーダイヤル (free phone numbers. 自国の顧客は無料で利用できる番号。銀行、旅行代理店や保険会社の相談窓口等)、③費用共有番号（自国の顧客が市内通話料金のみを支払う番号。オンラインショップ等）をいう。European Commission, *op.cit.*(5), p.5.

(37) 例えば、欧州委員会の報告書提出義務に関する規定に関連して、欧州委員会が報告書作成の際に考慮すべき検討項目として、次世代ネットワーク及び技術の発展がローミング市場に与える影響、COVID-19 などのパンデミックや自然災害に起因する移動傾向の変化を追加するなどの修正が加えられた。Council of the European Union, “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on roaming on public mobile communications networks within the Union (recast) – Mandate for negotiations with the European Parliament,” ST 9867 2021 INIT, 16.6.2021, pp.53-54. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CONSIL:ST_9867_2021_INIT&from=EN>

2 概要

2022年ローミング規則は、全24か条及び別表2部から成り、公衆移動体通信ネットワークの利用者（user）が、訪問国において、自身の携帯機器で電話、SMS及びデータ通信サービスを利用する際、自国での通常料金と比較して度を超えたローミング料金を支払わないようにするための共通の取組について規定するものである。これにより、域内市場が円滑に機能することに貢献する⁽³⁸⁾（第1条第1項）。施行日は、2022年7月1日である⁽³⁹⁾（第24条）。この規則により、規則（EU）No 531/2012は廃止される⁽⁴⁰⁾（第23条）。なお、この規則は、欧州経済領域（European Economic Area）加盟国であるアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタインにも適用される。

3 ローミング小売料金原則無料の継続

従来の規則を引継ぎ、ローミングプロバイダは、ローミング顧客（roaming customer）⁽⁴¹⁾（以下「顧客」）に対して国内小売価格に加えて追加のローミング小売料金を課してはならないと定める（第4条第1項）。ただし、不正な利用を防止するための公正利用の方針（第5条）及び移動体通信事業者の持続可能な経営を確保するための持続可能メカニズム（第6条）を考慮して必要な場合には、例外的に顧客に追加のローミング小売料金を課することができる⁽⁴²⁾。

4 サービス品質の確保

新たに、サービス品質を確保するための規定が追加された。ローミングプロバイダは、訪問国のネットワークで自国と同一のネットワーク世代（4G、5G等）や技術が利用できる場合には、自国で提供されるものよりも不利な条件で小売ローミングサービスを提供してはならない（第4条第2項）。BERECは、2023年1月1日までに、小売ローミングサービスに関してサービスの品質を保証する措置の実施に関するガイドラインを更新しなければならない（第4条第3項）。

5 予期せぬ高額利用料金の防止

(1) 通話・SMS

従来の規則を引継ぎ、顧客が訪問国に入国した際に、上記第5条及び第6条が定める例外的な追加のローミング小売料金を含む、通話及びSMSにかかるローミング小売料金に関する情

(38) なお、2022年ローミング規則の法的根拠となる条約の規定は、EU運営条約第114条である。同条は、域内市場における、人・モノ・サービス・資本の自由移動の確保を目的とし、加盟国法を平準化するEUの権限について定める。Consolidated version of the Treaty on the Functioning of the European Union Part Three – Union Policies and Internal Actions Title 7 – Common Rules on Competition, Taxation and Approximation of Laws Chapter 3 – Approximation of Laws Article 114 (ex Article 95 TEC), OJ C 202, 7.6.2016, pp.94-95. <http://data.europa.eu/eli/treaty/tfeu_2016/art_114/oj>

(39) ただし、第16条に定めるデータベースに関連する2規定（第13条第1項第3段落：ローミングプロバイダが顧客に対して、付加価値サービスの利用による料金増加の潜在的なリスクに関する情報を提供する義務及び第15条第2項：緊急サービスへの代替接続手段に関する情報を提供する義務）については、準備期間を経て、2023年6月1日から適用が開始される。同規則の失効日は、2032年6月30日である（2022年ローミング規則第24条）。

(40) 廃止された規則への言及は、別表2の相関表に従ってこの規則への言及と解釈される（2022年ローミング規則第23条、別表2）。

(41) EU域内の地上公衆移動体通信ネットワークを利用した規制対象のローミングサービスを提供するローミングプロバイダの顧客で、当該ローミングプロバイダとの小売契約又は取決めによりEUでのローミングが許可される者をいう（2022年ローミング規則第2条）。

(42) 詳細は、前掲注(18)及び前掲注(19)参照。

報を自動メッセージで提供する義務をローミングプロバイダに課す（第 13 条第 1 項）。ローミングプロバイダは、国境地域における不注意によるローミングを回避する方法に関する情報を顧客に提供し、顧客が自国にいる間に不注意でローミングサービスに接続したことでローミング小売料金を請求される事態を防ぐために、あらゆる措置を講じなければならない（第 13 条第 5 項）。

また、新たに、付加価値サービスの利用によってローミング小売料金が增加するリスクに関する情報を顧客に提供するようにローミングプロバイダに義務付ける規定が追加された（第 13 条第 1 項第 3 段落）。そのために BEREC は、2022 年 12 月 31 日までに事業者（operator）⁽⁴³⁾ 及び各加盟国の国内監督庁（national regulatory authority）⁽⁴⁴⁾ が利用できる、付加価値サービスの番号範囲 ⁽⁴⁵⁾ に関する EU の単一データベースを構築する義務を負う（第 16 条）。さらに、新たな規定として、不注意で船舶や航空機等の地上以外の公衆移動体ネットワークで通話や SMS を送信した際の追加のローミング小売料金の支払から顧客を守るために、合理的な措置を講じるローミングプロバイダの義務が加えられた（第 13 条第 6 項）。

(2) データ通信

従来の規則を引継ぎ、通話・SMS と同様にデータ通信に関しても、ローミング小売料金に関する情報提供と、国境付近での不注意によるローミングの回避方法を顧客に提供する義務をローミングプロバイダに課す（第 14 条第 2 項、第 6 項）。また、ローミングプロバイダは、顧客に対して、公正利用の方針（第 5 条）及び持続可能メカニズム（第 6 条）の適用等によって追加のローミング小売料金が発生するリスクがあること（第 14 条第 1 項）や、顧客があらかじめ設定した上限利用額（初期設定は 50 ユーロ）を超過した場合、その旨を通知しなければならない。通知内容に顧客が応じない場合には、ローミングプロバイダは、小売ローミングサービスの提供及びローミング小売料金の課金を中断することができる（第 14 条第 4 項）。

新たな規定として、通話・SMS の場合と同様に、不注意で地上以外の公衆移動体ネットワークに接続し、データ通信を行った場合にかかる追加のローミング小売料金の支払から顧客を守るための措置を講じるローミングプロバイダの義務が加えられた（第 14 条第 7 項）。

6 緊急サービス

新たに、緊急サービスに関する規定が追加された（第 12 条、第 15 条）。第 12 条は、緊急通信のローミング卸売料金に関する規定であり、訪問国の移動体通信事業者は、顧客が発した緊

(43) 公衆電子通信ネットワーク又は関連施設を提供する事業者又は提供する権限を有する事業者をいう（「欧州電子通信コードを制定する 2018 年 12 月 11 日の欧州議会及び理事会指令（EU）2018/1972」（以下「欧州電子通信コード指令」）第 2 条）。Directive (EU) 2018/1972 of the European Parliament and of the Council of 11 December 2018 establishing the European Electronic Communications Code (Recast) Text with EEA relevance, OJ L 321, 17.12.2018, p.36. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2018/1972/oj>>

(44) オープン・インターネット・アクセスに関する市場形成及び競争の問題の評価及び監視、電子通信分野におけるエンドユーザの権利保護、事業者への相互接続義務賦課を含む市場規制、事業者間の紛争解決等を任務とする各加盟国の機関（欧州電子通信コード指令第 5 条～第 11 条）。

(45) 付加価値サービスの番号群。例えば、付加価値サービスの一種である「116」から始まる 6 桁の番号は、「116000」が行方不明の子どもに関するホットライン、「116006」が犯罪被害者のホットライン等と定められている。European Commission, *op.cit.*(5), p.5; Commission Decision of 15 February 2007 on reserving the national numbering range beginning with '116' for harmonised numbers for harmonised services of social value, OJ L 338M, 17.12.2008, p.913. <[http://data.europa.eu/eli/dec/2007/116\(1\)/2009-12-03](http://data.europa.eu/eli/dec/2007/116(1)/2009-12-03)>

急通信又は発信者位置情報の送信に関連するローミング卸売料金を、ローミングプロバイダに課してはならないことを定める。第 15 条は、欧州共通緊急通報番号である「112」を通じて、救急、消防、警察等の緊急サービスが無料で利用できることを、ローミングプロバイダが顧客に通知する義務を規定する。当該通知は、顧客が訪問国に入国する都度、SMS 等で無料配信するものとする（第 15 条）。BEREC は、2022 年 12 月 31 日までに事業者及び国内監督庁が利用できるよう設計された、緊急サービスへのアクセス手段に関する EU の単一データベースを構築する義務を負う（第 16 条）。公衆警報⁽⁴⁶⁾の携帯アプリケーションがある加盟国において、第 16 条のデータベースが当該アプリケーションと連携している場合、ローミングプロバイダは、当該アプリケーションから公衆警報を受け取ることができることを顧客に知らせる義務を負う（第 15 条）。

7 卸売ローミングサービスへの接続及びローミング卸売料金

(1) 卸売ローミングサービスへの接続

従来の規則を引継ぎ、第 3 条は移動体通信事業者の間の契約について定める。移動体通信事業者は、技術的に可能な場合には、自国で提供される移動体通信サービスと同等のサービスをローミングプロバイダが提供できるようにするなど、卸売ローミングサービスへの接続に関する全ての合理的要求に応えなければならない（第 3 条第 1 項）。移動体通信事業者は、商業的判断で接続要求を拒否してはならず、技術的な問題等の客観的基準に基づく場合にのみ拒否することができる（第 3 条第 2 項）。卸売ローミングサービスへの接続は、全ての利用可能なネットワーク技術及び世代を対象とする（第 3 条第 3 項）。移動体通信事業者は、BEREC のガイドラインを考慮して卸売契約に必要な情報を記載した基準提案書（reference offer）を公表し、事業者が卸売ローミングサービスへの接続を要請してから 1 か月以内に、当該基準提案書を基に卸売ローミングサービスに関する契約の草案を提示し、当該契約の締結から 3 か月以内に卸売ローミングサービスへの接続を提供しなければならない（第 3 条第 5 項）。基準提案書は、十分に詳細なもので、第 3 項に規定される卸売ローミング接続に必要な全ての要素を含まなければならない。直接卸売ローミング接続及び再販卸売ローミング接続に関する提供物について説明するものとする。基準提案書の内容には、①ローミングプロバイダの顧客が訪問国にいる間、ローミングサービスの規定外の目的で、常時のローミングや異常・不正利用を行っている、トラフィック⁽⁴⁷⁾のデータなど客観的基準に基づいて訪問国の通信事業者が立証した場合、卸売ローミングサービスに関する契約を終了することが可能であること、②訪問国の通信事業者は国内監督庁の事前許可がある場合、常時のローミングや異常・不正利用を理由として、卸売契約を一方的に終了させることができること、③国内監督庁は当該事前許可の許諾を判断する際に、BEREC に意見を求めることができ、その意見を最大限考慮しなければならないこと等を含めるものとする（第 3 条第 6 項）。BEREC は、2022 年 10 月 5 日までに卸売ローミングサービスへの接続に関するガイドラインを更新しなければならない（第 3 条第 8 項）。

(46) 欧州電子通信コード指令第 110 条第 2 項は、災害等に関する公衆警報について、加盟国が携帯アプリケーションを通じてエンドユーザに送信できると規定している。

(47) 通信量。回線上に転送される情報の量。コンピュータ用語辞典編集委員会編『英和コンピュータ用語大辞典 第 3 版』日外アソシエーツ、2001, p.1279.

(2) ローミング卸売料金の上限額

通話、SMS 及びデータ通信にかかるローミング卸売料金の上限額に関して、段階的に引き下げる。通話にかかるローミング卸売料金の上限額は、2025 年から 1 分当たり 0.019 ユーロ（第 9 条）、SMS にかかるローミング卸売料金の上限額は、2025 年から 1 通当たり 0.003 ユーロ（第 10 条）、データ通信にかかるローミング卸売料金の上限額は 2027 年から 1 ギガバイト当たり 1 ユーロ（第 11 条）に引き下げ、それぞれ 2032 年 6 月 30 日まで据え置く。詳細は、次の表のとおりである。

表 ローミング卸売料金の上限額

	通話 (1 分当たり)	SMS (1 通当たり)	データ通信 (1 ギガバイト当たり)
2022.7.1 ~	0.022*	0.004	2.00
2023.1.1 ~	↓	↓	1.80
2024.1.1 ~	↓	↓	1.55
2025.1.1 ~	0.019	0.003	1.30
2026.1.1 ~	↓	↓	1.10
2027.1.1 ~	↓	↓	1.00
~ 2032.6.30	↓	↓	↓

* 単位は、ユーロ（1 ユーロは、約 141.5 円（令和 4 年 11 月分報告省令レート））である。
 (出典) Regulation (EU) 2022/612 of the European Parliament and of the Council of 6 April 2022 on roaming on public mobile communications networks within the Union (recast) (Text with EEA relevance), OJ L 115, 13.4.2022, pp.24-25. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2022/612/oj>> を基に筆者作成。

8 監督、紛争解決、罰則等

(1) 監督、紛争解決、罰則

この規則の遵守を監視する役割を担うのは、各加盟国の国内監督庁である（第 17 条）。事業者間の紛争には、「欧州電子通信コードを制定する 2018 年 12 月 11 日の欧州議会及び理事会指令（EU）2018/1972」（以下「欧州電子通信コード指令」）第 26 条及び第 27 条⁽⁴⁸⁾に規定する紛争解決手続が適用される（第 18 条）。この規則の違反に適用される罰則は、加盟国が定めるものとする（第 19 条）。

(2) 検討及び報告

欧州委員会は、BEREC と協議後、次世代移動体通信ネットワーク及び技術の展開がローミング市場に与える影響等に対する評価を含んだ報告書を 2025 年 6 月 30 日まで及び 2029 年 6 月 30 日までにそれぞれ欧州議会及び EU 理事会に提出する義務を負う（第 21 条第 1 項）。BEREC は、EU のローミング市場における競争の動向を評価することを目的としたデータ、事業者による公正利用の方針（第 5 条）及び持続可能メカニズム（第 6 条）の適用等に関するデータを定期的に収集しなければならず、当該データを少なくとも年 1 回、欧州委員会に報告する義務を負う。欧州委員会は、当該データを公表しなければならず、2027 年 6 月 30 日までに、当該データに基づいた中間報告書を欧州議会及び EU 理事会に提出する義務を負う（第 21 条

(48) 欧州電子通信コード指令第 26 条は事業者間の紛争解決手続に関する規定であり、第 27 条は国際間の紛争解決手続について定める規定である。

第2項)。適切な場合には、第21条第1項及び第2項に定める各報告書の提出後、この規則を改正するための立法提案を行わなければならない。

おわりに

これまで見てきたとおり、2022年ローミング規則は、2015年の改正によりローミング小売料金の原則無料化を定めた規則（EU）No 531/2012が2022年6月30日に失効することを踏まえて、同規則を廃止するとともに、ローミング中のサービス品質確保や緊急サービスへのアクセス保証に関して新たに規定し、ローミング卸売料金の上限額を引き下げるものであった。これにより、2019年11月の欧州委員会報告書（第I章第3節参照）で指摘された複数の問題に対処する措置が採られた。

一方、課題も残されている。特に卸売ローミングサービスとその料金については、アウトバウンダー・インバウンダー間⁽⁴⁹⁾や、自社でネットワークを有する移動体通信事業者とネットワークを有しないMVNOとの間など、事業者間で偏りが生じる状況となっている。そのような不均衡を是正するために、2022年ローミング規則は、アウトバウンダー及びMVNOのために、ローミング卸売料金の上限額引下げ（第9条～第11条）や持続可能メカニズム（第6条）などの措置を規定しているものの、十分な効果があるかは不明確な部分もある⁽⁵⁰⁾。加盟国間での人の移動傾向や事業者の技術の発展をはじめとして変化していく要素は今後も多いと見られ、その中で事業者間の不均衡に対するバランス等にも配慮しつつ、価格を含めて適切なローミングサービスをどのように確保していくのか、今後のEUの動向が注目される。

（たむら ゆうこ）

(49) 前掲注(31)参照。

(50) 2022年ローミング規則は、次世代移動体通信ネットワーク技術の展開や小売・卸売ローミング市場の競争状況等、多くの検討事項を踏まえて評価をし、同規則を今後の状況に応じてより適切な内容に改正することを検討するための規定（第21条）を設けている。

EU内における公衆移動体通信ネットワークのローミングに関する 2022年4月6日の欧州議会及び理事会規則（EU）2022/612（廃止制定） （EEA 関連文書）

Regulation (EU) 2022/612 of the European Parliament and of the Council of 6 April 2022 on roaming on public mobile communications networks within the Union (recast) (Text with EEA relevance)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 田村 祐子訳

【目次】

- 第1条 主題及び範囲
 - 第2条 定義
 - 第3条 卸売ローミング接続
 - 第4条 規制対象の小売ローミングサービスの提供
 - 第5条 公正な利用
 - 第6条 持続可能メカニズム
 - 第7条 公正利用の方針及び持続可能メカニズムの実施
 - 第8条 規制対象の小売ローミングサービスの使用に対する小売追加料金の例外的適用及び代替料金の提供
 - 第9条 規制対象のローミング通話の卸売料金
 - 第10条 規制対象のローミング SMS メッセージの卸売料金
 - 第11条 規制対象のデータローミングサービスの卸売料金
 - 第12条 緊急通信の卸売料金
 - 第13条 ローミング通話及び SMS メッセージの小売条件の透明性
 - 第14条 小売データローミングサービスの透明性及び保護メカニズム
 - 第15条 緊急サービスへの接続手段に関する透明性
 - 第16条 付加価値サービスの番号範囲及び緊急サービスへの接続手段に関するデータベース
 - 第17条 監督及び執行
 - 第18条 紛争解決
 - 第19条 罰則
 - 第20条 委員会手続
 - 第21条 検討
 - 第22条 通知要件
 - 第23条 廃止
 - 第24条 施行及び失効
- 別表（略）

* この翻訳は、Regulation (EU) 2022/612 of the European Parliament and of the Council of 6 April 2022 on roaming on public mobile communications networks within the Union (recast) (Text with EEA relevance), OJ L 115, 13.4.2022, p.1. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2022/612/oj>> の本文を邦訳したものである。この規則は、欧州経済領域（European Economic Area）加盟国のアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタインにも適用される。訳文中の [] 内の語句は、原語又は訳者による補記であり、訳文中の「理事会」は全て欧州連合（EU）理事会（Council of the European Union）を、「委員会」は全て欧州委員会（European Commission）を指す。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年11月17日である。

欧州議会及び EU 理事会は、EU 運営条約特にその第 114 条⁽¹⁾に鑑み、
(中略)

この規則を採択した。

第 1 条 主題及び範囲

1. この規則は、公衆移動体通信ネットワークの利用者が、EU 内を移動する際、通話の発信時及び受信時、SMS メッセージの送信時及び受信時並びにパケット交換データ通信⁽²⁾サービス利用時において、EU 域内のローミングサービスに対して、優位性のある [competitive] 自国の価格と比較して度を越えた価格を支払わないようにするための共通の取組を規定する。

これにより、この規則は、EU 基本権憲章⁽³⁾を完全に遵守しつつ、高水準の消費者保護、データ保護、プライバシー及び信頼を実現し、市場における競争、独立性及び透明性を促進し、並びに革新、消費者の選択及び障害者の融合に対する動機を与えながら、域内市場が円滑に機能するよう貢献する。

この規則は、規制対象のローミングサービスを提供する目的で、公衆移動体通信ネットワークに卸売接続 [wholesale access] するための条件を定める。この規則は、通信事業者 [network operator]⁽⁴⁾が卸売レベルで課す料金及びローミングプロバイダが小売レベルで課す料金の両方に適用される。

2. この規則は、第三国における規制対象外のローミングサービス利用者を含む、ローミングサービス利用者への料金について、透明性向上を目的とした規定及び情報提供を改善する規定も定める。また、この規則は、該当する場合には、規制対象外のローミングサービス利用者が、船舶上や航空機内などの地上以外の公衆移動体通信ネットワークに接続する際にも、その透明性を高める。

3. この規則に定める料金上限額は、ユーロ⁽⁵⁾で表示される。

4. 第 8 条から第 11 条までに基づく料金上限額がユーロ以外の通貨建てである場合、その金額は、関係のある暦年の 1 月 15 日、2 月 15 日及び 3 月 15 日に EU 官報で公表される基準為替レートの平均値を欧州中央銀行が適用することによって、当該通貨における価額が決定されるものとする。料金上限額について、ユーロ以外の通貨の上限額は、2023 年以降毎年改定されるものとする。毎年改定されるそれらの通貨の上限額は、5 月 15 日から適用され

(1) EU 運営条約 (Treaty on the Functioning of the European Union) は、EU 条約 (Treaty on European Union) 及び EU 基本権憲章 (後掲注 (3) 参照) と並ぶ EU の基本条約である。EU 運営条約第 114 条は、域内市場における、人・モノ・サービス・資本の自由移動の確保を目的として、加盟国法を平準化する EU の権限について定めている。Consolidated version of the Treaty on the Functioning of the European Union Part Three – Union Policies and Internal Actions Title 7 – Common Rules on Competition, Taxation and Approximation of Laws Chapter 3 – Approximation of Laws Article 114 (ex Article 95 TEC), OJ C 202, 7.6.2016, pp.94-95. <http://data.europa.eu/eli/treaty/tfeu_2016/art_114/oj>

(2) パケット通信ともいう。データ通信時、送受信するデータを小さな単位 (パケット) に分割し、これを一つ一つ送受信する通信方式。日経パソコン編『日経パソコンデジタル・IT用語事典』日経 BP 社、2012、p.653。

(3) EU の人権目録で、EU 運営条約、EU 条約とともに EU の「憲法」と位置付けられる。庄司克宏『はじめの EU 法』有斐閣、2015、p.4。

(4) 事業者 (operator) とは、公衆電子通信ネットワーク又は関連施設を提供する事業者又は提供する権限を有する事業者をいう。(「欧州電子通信コードを制定する 2018 年 12 月 11 日の欧州議会及び理事会指令 (EU) 2018/1972」(以下「欧州電子通信コード指令」) 第 2 条) Directive (EU) 2018/1972 of the European Parliament and of the Council of 11 December 2018 establishing the European Electronic Communications Code (Recast) Text with EEA relevance, OJ L 321, 17.12.2018, p.36. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2018/1972/oj>>

(5) 1 ユーロは、約 141.5 円 (令和 4 年 11 月分報告省令レート) である。

るものとする。

5. この規則は、指令 (EU) 2018/1972 第 3 部第 3 編⁽⁶⁾ を実施する責任を含む、当該指令に基づく国内監督庁及び他の所轄当局への任務の割当てに影響を及ぼすものではない。

第 2 条 定義

1. この規則の目的のため、指令 (EU) 2018/1972 第 2 条⁽⁷⁾ に定める定義が適用されるものとする。
2. 第 1 項に規定する定義に加えて、次に掲げる定義を適用するものとする。
 - (a) 「ローミングプロバイダ」とは、規制対象の小売ローミングサービスをローミング顧客に提供する事業者をいう。
 - (b) 「国内プロバイダ」とは、ローミング顧客に国内の移動体通信サービスを提供する事業者をいう。
 - (c) 「自国ネットワーク」とは、加盟国に所在する公衆通信ネットワークで、ローミングプロバイダが規制対象の小売ローミングサービスをローミング顧客に提供するために利用するものをいう。
 - (d) 「訪問先ネットワーク」とは、ローミング顧客が自国通信事業者との取決めにより、通話の発信若しくは受信、SMS メッセージの送信若しくは受信又はパケット交換データ通信を利用することができる、ローミング顧客の国内プロバイダがある国以外の加盟国に位置する地上公衆移動体通信ネットワークをいう。
 - (e) 「EU 域内のローミング」とは、ローミング顧客が、国内プロバイダのネットワークが所在する国以外の加盟国にいる間に、自国通信事業者と訪問先通信事業者との間の取決めにより、EU 内の通話の発信若しくは受信、EU 内の SMS メッセージの送信若しくは受信又はパケット交換データ通信を行うために携帯機器 [mobile device]⁽⁸⁾ を利用することをいう。
 - (f) 「ローミング顧客」とは、EU 域内に位置する地上公衆移動体通信ネットワークを利用した規制対象のローミングサービスのローミングプロバイダの顧客で、当該ローミングプロバイダとの小売契約又は取決めにより EU 域内でのローミングが許可される者をいう。
 - (g) 「規制対象のローミング通話」とは、ローミング顧客が発信する携帯電話の音声通話で、訪問先ネットワークから発信し、EU 内の公衆通信ネットワークで着信するもの又はローミング顧客が受け取る携帯電話の音声通話で、EU 内の公衆通信ネットワークから発信し、訪問先ネットワークで着信するものをいう。
 - (h) 「SMS メッセージ」とは、主にアルファベット若しくは数字又はその両方で構成され、各国の番号計画⁽⁹⁾ に従って割り当てられた携帯電話番号及び、又は固定電話番号間で送信可能なショートメッセージサービスのテキストメッセージをいう。

(6) 欧州電子通信コード指令第 3 部第 3 編はエンドユーザ (後掲注 (38) 参照) の権利保護 (プロバイダとの契約時や乗換え時の情報提供等) に関して規定する。

(7) 欧州電子通信コード指令第 2 条は、用語の定義を定める。

(8) 携帯機器の明確な定義はないものの、EU の大使館にあたる駐日欧州連合代表部の資料によると、スマートフォンを含む携帯電話、タブレット型端末、ポータブル・コンピューター、ルーターなどを指すとされる。「EU 域内のローミング料金撤廃とは？」『EU MAG』Vol.61, 2017.6. <<https://eumag.jp/questions/f0617/>>

(9) 電話番号計画は、電話番号を契約者や電子通信サービスに重複や矛盾なく割り当てて管理するものであり、国際レベルでは、国連の国際電気通信連合 (International Telecommunications Union) が各国に電話番号を割り当てている。“National Numbering Plans.” International Telecommunications Union website <<https://www.itu.int/oth/T0202.aspx?parent=T0202>>

- (i) 「規制対象のローミングSMSメッセージ」とは、ローミング顧客が送信するSMSメッセージで、訪問先ネットワークから発信し、EU内の公衆通信ネットワークで終結するもの又はローミング顧客が受け取るSMSメッセージで、EU内の公衆通信ネットワークから発信し、訪問先ネットワークで終結するものをいう。
- (j) 「規制対象のデータローミングサービス」とは、規制対象のローミング通話又はSMSメッセージの送信又は受信を除くが、MMSメッセージ⁽¹⁰⁾の送信又は受信を含む、ローミング顧客の携帯機器が訪問先ネットワークに接続している間の当該機器を用いたパケット交換データ通信の利用を可能にするローミングサービスをいう。
- (k) 「卸売ローミング接続」とは、直接卸売ローミング接続又は再販 [resale] 卸売ローミング接続をいう。
- (l) 「直接卸売ローミング接続」とは、移動体通信事業者 [mobile network operator]⁽¹¹⁾ が他の事業者に対して、定められた条件の下、当該他の事業者が規制対象のローミングサービスをローミング顧客に提供する目的で、機能若しくはサービス又はその両方を利用可能にすることをいう。
- (m) 「再販卸売ローミング接続」とは、他の事業者がローミング顧客に規制対象のローミングサービスを提供することを目的として、訪問先通信事業者とは異なる移動体通信事業者が当該他の事業者に対して、卸売に基づくローミングサービスを提供することをいう。
- (n) 「国内小売価格」とは、同一の加盟国内の異なる公衆移動体通信ネットワークで発信し、終結する通話発信及びSMSメッセージ送信並びに顧客が使用するデータに適用されるローミングプロバイダの国内における単位当たりの小売料金をいう。

n号第1段落に関して、特定の国内における単位当たりの小売料金が存在しない場合、当該国内小売価格は、同一の加盟国内の異なる公衆移動体通信ネットワークで発信し、終結する発信通話及び送信SMSメッセージ並びに当該顧客の加盟国において顧客が使用するデータに対して適用されるのと同じの料金体系とみなすものとする。

第3条 卸売ローミング接続

1. 移動体通信事業者は、卸売ローミング接続に関する全ての合理的な要請に応えなければならない。特に技術的に可能な場合には、ローミングプロバイダが国内で提供される小売移動体 [通信] サービスを訪問先ネットワークで再現できるような形で、要請に応えなければならない。
2. 移動体通信事業者は、技術的な実現可能性及びネットワークの整合性などの客観的基準に基づく場合にのみ、卸売ローミング接続の要請を拒否することができる。競合するローミングサービスの提供を制限するために、商業的な判断を卸売ローミング接続の要請を拒否する理由にしてはならない。

(10) MMS (multimedia messaging service) メッセージとは、短い文字メッセージに加え、音声や画像などを携帯電話機同士でやり取りできるサービスである。SMSを拡張してマルチメディアデータを送受信できるようにした。日経パソコン編 前掲注(2), p.204.

(11) 移動体通信事業者とは、自社のネットワークを有し、当該ネットワークの管理及び使用権限を有する事業者である。European Commission, "Commission Staff Working Document Impact Assessment Accompanying the Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on roaming on public mobile telecommunications networks within the Union (recast)," SWD(2021) 28 final, 24.2.2021, p.3. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CONSIL:ST_6532_2021_ADD_3&from=EN>

3. 卸売ローミング接続は、規制対象のローミングサービスを顧客に提供するために必要な、全てのネットワーク要素並びに関連施設 [associated facilities]⁽¹²⁾、該当のサービス、ソフトウェア及び情報システムに対する接続を対象とするものとし、全ての利用可能なネットワーク技術及び全ての利用可能な世代⁽¹³⁾のネットワークを対象とするものとする。
4. 卸売ローミング契約の両当事者が、契約適用の結果、平均ローミング卸売料金は当該契約の有効期間中の規制対象のローミング卸売料金の上限額に従わないと明示的に合意する場合を除き、第 9 条、第 10 条及び第 11 条に定める規制対象のローミング卸売料金に関する規定は、この条の第 3 項に規定する卸売ローミング接続の全ての構成要素への接続の提供に適用するものとする。

この項の第 1 段落に影響を及ぼすことなく [Without prejudice to]、再販卸売ローミング接続の場合、移動体通信事業者は、第 3 項が対象としない構成要素に対して公正かつ合理的な価格を課すことができる。

5. 移動体通信事業者は、第 8 項に言及される BEREC⁽¹⁴⁾ のガイドラインを考慮して基準提案書 [reference offer] を公表しなければならない、及び卸売ローミング接続を要請する事業者が当該基準提案書を利用できるようにしなければならない。移動体通信事業者は、接続を要請する事業者に対して、移動体通信事業者が最初に要請を受けてから少なくとも 1 か月以内に、当該接続について、この条に基づき卸売ローミング契約の草案を提示しなければならない。卸売ローミング接続は、卸売ローミング契約成立から 3 か月を超えない合理的な期間に与えられるものとする。卸売ローミング接続の要請を受ける移動体通信事業者及び接続を要請する事業者は、誠意をもって協議しなければならない。
6. 第 5 項に規定する基準提案書は、十分に詳細でなければならない、第 3 項に規定される卸売ローミング接続に必要な全ての構成要素を含むものとし、直接卸売ローミング接続及び再販卸売ローミング接続に関する提供物の説明及び関連条件を提供するものとする。基準提案書は、ローミングプロバイダが、その顧客が最も適切な PSAP⁽¹⁵⁾ への緊急通信 [emergency communications]⁽¹⁶⁾ を通じて緊急サービス [emergency services]⁽¹⁷⁾ に無料で確実に接続でき

(12) 関連施設とは、電子通信ネットワーク (後掲注 (35)) 又は電子通信サービス (後掲注 (36)) に関するサービス、物理的インフラ及びその他の施設又は要素で、当該ネットワーク又はサービスを介したサービスの提供を可能にし、又は支援するものをいう。建物、建物配線、アンテナ、ダクト、導管等を含む (欧州電子通信コード指令第 2 条)。

(13) 3G、4G、5G 等、ネットワークの世代のことを指す。

(14) 欧州電子通信規制者団体 (Body of European Regulators for Electronic Communications)。「欧州電子通信規制者団体を設置する 2009 年 11 月 25 日の欧州議会及び理事会規則 (EC) No 1211/2009」により、EU 域内の電子通信市場において、公正な競争及び法規の整合性を確保することを目的として設立された組織。Regulation (EC) No 1211/2009 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2009 establishing the Body of European Regulators for Electronic Communications (BEREC) and the Office (Text with EEA relevance), OJ L 337, 18.12.2009, p.1. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2009/1211/oj>> 詳細は、植月献二「EU の情報通信規制改革—急速な通信環境変化への対応—」『外国の立法』No.246, 2010.12, pp.42-85. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/3050575>>

(15) 公共安全応答機関 (public safety answering point) の略称。加盟国が認めた公的機関又は民間組織の責任のもとで、緊急通信が最初に受信される物理的な場所をいう (欧州電子通信コード指令第 2 条)。

(16) 緊急通信とは、エンドユーザ (後掲注 (38) 参照) と PSAP との間で、緊急サービスからの緊急救援を要請し、及び受け取ることを目的とした、対人通信サービスによる通信をいう (欧州電子通信コード指令第 2 条)。

(17) 緊急サービスとは、特に生命若しくは身体、個人若しくは公共の健康若しくは安全、個人若しくは公共の財産、又は環境に対する直接的な危険がある状況において、国内法に従って、即時かつ迅速な援助を提供するサービスで、加盟国に認可されたものをいう (欧州電子通信コード指令第 2 条)。

るようにするために、及びローミングサービス利用中に最も適切な PSAP に無料で発信者の位置情報⁽¹⁸⁾を送信できるようにするために必要な全ての情報を含むものとする。

当該基準提案書には、ローミングプロバイダの顧客が定期的に EU 内を移動している間の規制対象のローミングサービスの提供以外の目的で、常時ローミング又は卸売ローミング接続の異常な若しくは不正な利用を防ぐための条件を含めることができる。基準提案書に明記される場合、当該条件には、常時ローミング又は卸売ローミング接続の異常な若しくは不正な利用を防止するために訪問先通信事業者が講じることができる特定の措置及び当該措置が講じられる根拠となる客観的基準を含めるものとする。当該基準は、集約したローミングトラフィック⁽¹⁹⁾情報を参照することができる。当該基準は、ローミングプロバイダの顧客の個人のトラフィックに関する特定の情報を参照してはならない。

基準提案書は、訪問先通信事業者が、ローミングプロバイダの顧客のうち相当割合によって常時ローミングが行われている又は卸売ローミング接続の異常な若しくは不正な利用が行われていると考える合理的な根拠を有する場合、訪問先通信事業者は、ローミングプロバイダに対し、EU 及び各加盟国のデータ保護要件に影響を及ぼすことなく、例えば第 7 条に従って採択された公正利用の方針の適用に関する実施法に基づき、適用された国内小売価格で提供される規制対象の小売ローミングサービスの、異常な又は不正な利用のリスクが客観的指標に基づいて立証された、顧客の割合に関する情報など、ローミングプロバイダの顧客の相当数が常時ローミングの状況にあるか否か又は訪問先事業者のネットワーク上で卸売ローミング接続の異常な若しくは不正な利用があるか否かを判断できる情報を提供するように要求できることを特に定めることができる。

基準提案書は、より緩やかな措置では状況に対処できない場合、最後の手段として、訪問先通信事業者が、客観的基準に基づいて、ローミングプロバイダの顧客のうち相当割合によって常時ローミングが行われている又は卸売ローミング接続の異常な又は不正な利用が行われていると立証し、及びそれに従って自国通信事業者に通知した場合、卸売ローミング契約を終了することが可能であることを規定することができる。

訪問先通信事業者は、訪問先通信事業者の国内監督庁の事前許可がある場合に限り、常時ローミング又は卸売ローミング接続の異常な若しくは不正な利用を理由として、卸売ローミング契約を一方的に終了させることができる。

訪問先通信事業者の国内監督庁は、卸売ローミング契約終了の許可について訪問先通信事業者から要請を受けて 3 か月以内に、自国通信事業者の国内監督庁と協議した上で、当該許可を与えるか拒否するかを決定し、それに従って委員会に通知するものとする。

訪問先通信事業者及び自国通信事業者の国内監督庁は、BEREC に対し、この規則に従って採るべき措置に関する意見を採択するようそれぞれ要請することができる。BEREC は、当該要請を受領してから 1 か月以内に意見を採択しなければならない。

訪問先通信事業者の国内監督庁は、BEREC に意見を求めた場合、卸売ローミング契約終

(18) 発信者の位置情報とは、公衆移動体通信ネットワークにおいて、ネットワークインフラ等に基づいて処理された、エンドユーザ（後掲注(38)参照）の携帯機器の地理的位置を示すデータをいう（欧州電子通信コード指令第 2 条）。

(19) 通信量。回線上に転送される情報の量。コンピュータ用語辞典編集委員会編『英和コンピュータ用語大辞典 第 3 版』日外アソシエーツ、2001、p.1279。

了の許可を与えるか拒否するかを第6段落で規定される3か月の期限に従って決定する前に、BEREC の意見を待ち、及び当該意見を最大限に考慮しなければならない。

訪問先通信事業者の国内監督庁は、営業秘密 [の制約] に従うことを条件として、卸売ローミング契約終了の許可に関する情報を一般に公開しなければならない。

この項の第5段落から第9段落までは、国内監督庁の、第17条第7項に基づきこの規則に定める義務の違反に対する即時停止を要求する権限及び訪問先通信事業者の、不正行為に対抗するために適切な措置を適用する権利に影響を及ぼすものではない。

国内監督庁は、必要な場合には、この条に規定する義務を履行するために、訪問先通信事業者が常時ローミング又は卸売ローミング接続の異常な若しくは不正な利用を防止するために採ることのできる特定の措置及び訪問先通信事業者が採ることができる当該措置に基づく客観的基準に関するものを含む、基準提案書の変更を課さなければならない。

7. 接続を要請する事業者が、基準提案書に含まれない構成要素を含めるための商業的交渉を希望する場合、移動体通信事業者は、最初の受領から2カ月を超えない合理的な期間内に当該要請に応じなければならない。この項の目的のため、第2項及び第5項は適用しないものとする。
8. この条の一貫した適用に資するため、BEREC は、2022 年 10 月 5 日までに、利害関係者と協議の上、委員会と緊密に協力して、規則 (EU) No 531/2012 第3条第8項⁽²⁰⁾に従って定められた卸売ローミング接続に関するガイドラインを更新しなければならない。

第4条 規制対象の小売ローミングサービスの提供

1. ローミングプロバイダは、加盟国のローミング顧客に対し、規制対象のローミング通話の発信若しくは受信、規制対象のローミング SMS メッセージの送信又は規制対象のデータローミングサービスの利用について、国内小売価格に加えて追加料金を課してはならず、第5条及び第6条に基づき、端末機器又はサービスを外国で利用できるようにするためのいかなる諸料金をも課してはならない。
2. ローミングプロバイダは、訪問先ネットワークで同一の移動体通信ネットワーク世代及び技術が利用可能な場合、特に小売契約に規定されるサービスの品質という点で、国内で提供されるものよりも不利な条件で規制対象の小売ローミングサービスを提供してはならない。
移動体通信事業者は、EU 域内の国境通過時におけるネットワーク間のハンドオーバー⁽²¹⁾が不当に遅延することを回避しなければならない。
3. この条の一貫した適用に資するため、BEREC は、2023 年 1 月 1 日までに、利害関係者と協議後、委員会と緊密に協力して、サービス品質基準の実施に関する小売ガイドラインを更新しなければならない。

第5条 公正な利用

1. ローミングプロバイダは、ローミング顧客による規制対象の小売サービスの異常な又は不

(20) 規則 (EU) No 531/2012 第3条第8項は、BEREC に 2012 年 9 月 30 日までにガイドラインを策定することを義務付ける規定である。Regulation (EU) No 531/2012 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2012 on roaming on public mobile communications networks within the Union (recast) Text with EEA relevance, OJ L 172, 30.6.2012, p.10. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2012/531/oj>>

(21) 利用者が移動する際に携帯電話機が接続している移動前の基地局から移動先の基地局に接続情報を引き渡して通話を継続できるようにする技術。ハンドオフ、ハンドオンなどともいう。日経パソコン編 前掲注(2), p.666.

正な利用、例えばローミング顧客の国内プロバイダのある国以外の加盟国の規制対象の小売ローミングサービスを定期的な移動以外の目的で利用することなどを防ぐために、この条及び第7条に基づき採択された実施法に従い、該当する国内小売価格の水準で提供される規制対象の小売ローミングサービスの使用について公正利用の方針を適用することができる。

公正利用の方針は、ローミングプロバイダの顧客が、各々の料金プランと一致した、該当する国内小売価格での規制対象の小売ローミングサービス量の使用を可能にするものとする。

2. 第8条は、公正利用の方針に基づく〔サービス使用量の〕上限を超える規制対象の小売ローミングサービスに適用するものとする。

第6条 持続可能メカニズム

1. 特定のかつ例外的な状況において、国内料金モデルの持続可能性を確保する目的で、ローミングプロバイダが、第4条及び第5条に基づく規制対象のローミングサービスを提供する実際の及び予想される総費用を、当該サービスの提供による実際の及び予想される総収益によって回収することができない場合、当該ローミングプロバイダは、追加料金を適用するための許可申請を行うことができる。当該追加料金は、該当する卸売料金の上限額を考慮して、規制対象の小売ローミングサービスの提供費用を回収するために必要な範囲にのみ適用されるものとする。
2. ローミングプロバイダが、この条の第1項の権利を行使することを決定した場合、当該ローミングプロバイダは、遅滞なく、国内監督庁に対して申請書を提出しなければならない。及び第7条に規定する実施法に基づき全ての必要な情報を提供しなければならない。ローミングプロバイダは、その後12か月ごとに、当該情報を更新しなければならない。国内監督庁に当該情報を提出しなければならない。
3. 第2項に基づく申請書を受領し次第、国内監督庁は、ローミングプロバイダが、第1項に基づき費用の回収ができず、その結果国内料金モデルの持続可能性が損なわれ得ることを立証したかどうかを評価しなければならない。国内料金モデルの持続可能性に対する評価は、該当する加盟国のローミングプロバイダ間の客観的差異並びに国内価格及び収益の水準を含む、当該ローミングプロバイダに特に関係がある客観的要因に基づくものとする。国内監督庁は、第1項及びこの項に規定する条件を満たす場合、追加料金を許可しなければならない。
4. 第2項に基づく申請書を受領して1か月以内に、国内監督庁は、当該申請書が明らかに根拠のない又は不十分な情報を提供している場合を除き、追加料金を許可しなければならない。

国内監督庁が、当該申請書は明らかに根拠がないと判断する場合又は不十分な情報が提供されたと判断する場合には、更に2か月以内に、ローミングプロバイダに聴取される機会を与えた後、追加料金の許可、修正又は拒否の最終決定を行わなければならない。

第7条 公正利用の方針及び持続可能メカニズムの実施

1. 第5条及び第6条の一貫した適用を確保するために、委員会は、BERECと協議後、次の事項について詳細な規定を定める実施法を採択しなければならない。
 - (a) 公正利用の方針の適用
 - (b) 小売ローミングサービスの国内価格での提供の持続可能性を評価するための方法論
 - (c) b号に規定される評価を目的としたローミングプロバイダが提出する申請書

この項の第1段落に規定される実施法は、第20条第2項に規定される審査手続に従って採択されるものとする。

委員会は、BERECと協議後、第1段落に規定される実施法を市場の動向に照らして定期的に検討しなければならない。

2. 公正利用の方針の適用に関する詳細な規定を定める実施法を採択する際、委員会は、次に掲げる事項を考慮しなければならない。
 - (a) 加盟国における価格及び使用傾向の変化
 - (b) EU全域にわたる国内価格水準の収れん度
 - (c) EUにおける〔人の〕移動傾向
 - (d) 国内市場及び訪問先市場における競争及び投資誘因のゆがみに関する観察可能なあらゆるリスク
3. 委員会は、第1項b号及びc号で規定される実施法について、次に掲げる事項を基礎としなければならない。
 - (a) 不均衡な〔unbalanced〕トラフィックに対して有効なローミング卸売料金並びに規制対象の小売ローミングサービスを提供するために必要な共同及び共通費用の合理的な負担を参考にすることによる、規制対象の小売ローミングサービスの提供にかかる実際の及び予想される総費用の決定
 - (b) 規制対象の小売ローミングサービスの提供による実際の及び予想される総収益の決定
 - (c) 規制対象の小売ローミングサービスの使用及びローミングプロバイダの顧客による国内での使用
 - (d) 国内市場における競争、価格及び収益の水準並びに国内小売価格でのローミングが当該価格の変化に顕著な影響を与え得るという観察可能なあらゆるリスク
4. 国内監督庁及び指令(EU)2018/1972を置換⁽²²⁾する国内法によって与えられた権限の行使に該当する場合には、他の所轄当局は、公正利用の方針の適用を厳格に監視し、及び監督しなければならない。国内監督庁は、当該加盟国特有の関係のある客観的要因及びローミングプロバイダ間の関係のある客観的変化を最大限に考慮し、国内価格での小売ローミングサービス提供の持続可能性に関する措置の適用を厳格に監視し、及び監督しなければならない。第6条第3項に定める手続に影響を及ぼすことなく、国内監督庁は、適時に、第5条及び第6条並びにこの条の第2項に定める実施法の要件を実行しなければならない。国内監督庁は、ローミングプロバイダが第5条又は第6条を遵守していない場合、いつでも追加料金の修正又は中止を当該事業者に要求することができる。

他の所轄当局は、第5条及び指令(EU)2018/1972を置換する国内法によって与えられた権限の行使に関する実施法の要件を、場合により実行しなければならない。

国内監督庁及び該当する場合には他の所轄当局は、第5条及び第6条並びにこの条の適用に関して、毎年、委員会に通知しなければならない。

5. 実施規則(EU)2016/2286⁽²³⁾は、この条の第1項に従って採択された新たな実施法の適用

(22) EU指令を加盟国の国内法に組み入れること。“Transposition.” EUR-lex website <<https://eur-lex.europa.eu/EN/legal-content/glossary/transposition.html#:~:text=Transposition%20is%20the%20process%20of,their%20rules%20into%20national%20legislation.>>

(23) Commission Implementing Regulation (EU) 2016/2286 of 15 December 2016 laying down detailed rules on the application of fair use policy and on the methodology for assessing the sustainability of the abolition of retail roaming surcharges and on the application to be submitted by a roaming provider for the purposes of that assessment (Text with EEA relevance), OJ L 344, 17.12.2016, p.46. <http://data.europa.eu/eli/reg_impl/2016/2286/oj>

日まで、引き続き適用されるものとする。

第8条 規制対象の小売ローミングサービスの使用に対する小売追加料金の例外的適用及び代替料金の提供

1. 第3段落に影響を及ぼすことなく、ローミングプロバイダが、公正利用の方針に基づく[サービス使用量の] 上限を超える規制対象の小売ローミングサービスの使用に対して追加料金を適用する場合、当該事業者は、次の要件で付加価値税を除くものを満たさなければならない。
 - (a) 規制対象のローミング通話の発信、規制対象のローミング SMS メッセージの送信及び規制対象のデータローミングサービスに適用される追加料金は、それぞれ第9条第2項、第10条第1項及び第11条第1項に規定する卸売料金の上限額を超えないものとする。
 - (b) 規制対象のローミング通話の受信に適用される追加料金は、指令(EU) 2018/1972 第75条第1項⁽²⁴⁾に従って当該年に設定されたEU域内の単一の携帯[機器]の音声着信にかかる規定料金[rates]の上限額を超えないものとする。

この項の第1段落b号については、委員会が指令(EU) 2018/1972 第75条第1項に従って採択された委任行為⁽²⁵⁾の見直しの結果、EU域内の音声着信にかかる規定料金がなくなると決定し、携帯[機器]の音声着信にかかる規定料金の上限額を課さないと決定した場合、規制対象のローミング通話の受信に適用される追加料金は、同指令第75条に従って採択された最新の委任行為によって設定される規定料金を超えてはならない。

ローミングプロバイダは、規制対象のローミング SMS メッセージの受信又はローミング音声メールメッセージの受信にいかなる追加料金も適用してはならない。これは、当該メッセージを聞くための料金など、その他の適用される料金に影響を及ぼすものではない。

ローミングプロバイダは、ローミング通話の発信及び着信に対して、秒単位で課金するものとする。ローミングプロバイダは、通話の発信に対して30秒を超えない範囲で最初の最小課金時間を適用することができる。ローミングプロバイダは、規制対象のデータローミングサービスの提供について、単位ごとに課金できるMMSメッセージを除いて、キロバイト単位で顧客に課金するものとする。この場合、ローミングプロバイダがローミングMMSメッセージの送信又は受信にローミング顧客に課することができる小売料金は、第1段落に定める規制対象のデータローミングサービスの小売料金の上限額を超えてはならない。

2. ローミングプロバイダは、第4条、第5条、第6条及びこの条の第1項に従って設定される以外のローミング料金を提供することができ、及びローミング顧客は、検討の上で当該料金を選択することができ、これにより、ローミング顧客は、当該選択肢がなかった場合に彼らに与えられたであろう料金とは異なる規制対象のローミングサービスの料金の恩恵を受ける。当該ローミングプロバイダは、それによって失われ得るローミングの利点について、当該ローミング顧客に注意を喚起しなければならない。

ローミングプロバイダは、第1段落に影響を及ぼすことなく、全ての既存及び新規のローミング顧客に対して、第4条、第5条及びこの条の第1項に従って設定された料金を自動的

(24) 欧州電子通信コード指令第75条は、着信料金に関する規定である。同条第1項は、欧州委員会が携帯機器の音声着信サービスに関してプロバイダに課される料金上限額を定めるための委任行為 (delegated act, 後掲注(25)) を採択する義務を規定する。

(25) 委任行為は、委任規則、委任決定、委任指令の総称である。立法行為(通常立法手続又は特別立法手続に基づく法令行為)の非本質的要素を補足・修正するために欧州委員会が採択する。庄司克宏『新EU法 基礎篇』岩波書店, 2013, pp.100-101.

に適用しなければならない。

全てのローミング顧客は、いつでも第 4 条、第 5 条、第 6 条及びこの条の第 1 項に従って設定された料金プランへの切替え又は料金プランからの切替えを要請することができる。ローミング利用者が第 4 条、第 5 条、第 6 条及びこの条の第 1 項に従って設定された料金プランからの切替え又は料金プランへ戻る切替えを検討の上で選択した場合、切替えは要請を受けてから 1 営業日以内に行われるものとし、無料で行われるものとし、及びローミング以外の契約の要素に関わる条件又は制限を伴わないものとする。ローミングプロバイダは、2 か月を超えない特定の最短期間で、以前のローミング料金が有効である時まで、切替えを延期することができる。

3. 指令 (EU) 2018/1972 第 3 編第 3 部⁽²⁶⁾ に影響を及ぼすことなく、ローミングプロバイダは、あらゆる種類の規制対象の小売ローミングサービスを含む小売契約に、特に次の事項を含む、提供される当該規制対象の小売ローミングサービスの特性を確実に明記しなければならない。

- (a) 特定の料金プラン及び通信量を含む料金プランごとに提供されるサービスの種類

- (b) 適用される国内小売価格水準で提供される規制対象の小売ローミングサービスの使用に課されるあらゆる制限、特に提供される当該規制対象の小売ローミングサービスの主な価格、[通信使用] 量又はその他のパラメータを参照して、公正利用の方針がどのように適用されるかの定量的な情報

- (c) 第 6 項に規定する BEREC のガイドラインに従って EU 内でローミングする際の、ローミングサービスの条件及び品質に関する明確かつ理解しやすい情報

4. ローミングプロバイダは、指令 (EU) 2018/1972 第 97 条⁽²⁷⁾ に影響を及ぼすことなく、あらゆる種類の規制対象の小売ローミングサービスを含む小売契約において、ローミング時に料金増加の対象となり得るサービスの種類に関する情報を確実に提供しなければならない。

5. ローミングプロバイダは、第 3 項及び第 4 項にいう情報を公開しなければならない。

また、ローミングプロバイダは、国内よりも不利な条件でローミングサービスを提供する可能性がある理由について情報を公開しなければならない。当該情報には、訪問先の加盟国でローミング顧客が利用できるネットワークの世代及び技術など、ローミング顧客が契約するローミングサービスの品質に影響を与え得る要因を含めるものとする。

6. この条の一貫した適用を目的として、BEREC は、2023 年 1 月 1 日までに、利害関係者と協議の上、委員会と緊密に協力して、特にこの条の実施並びに第 13 条、第 14 条及び第 15 条に規定する透明性措置に関して、小売ローミングガイドラインを更新するものとする。

第 9 条 規制対象のローミング通話の卸売料金

1. 特に発信、通過及び着信の費用を含め、訪問先ネットワークで発信される規制対象のローミング通話提供に対して、訪問先通信事業者がローミングプロバイダに課することができる平均卸売料金は、1 分当たり 0.022 ユーロの保護 [safeguard] 上限額を超えてはならない。当該卸売料金の上限額は、2025 年 1 月 1 日に 1 分当たり 0.019 ユーロに減額し、第 21 条に影

(26) 前掲注 (6) 参照。

(27) 欧州電子通信コード指令第 97 条は、エンドユーザによるフリーダイヤル等の非地理的番号 (non-geographic numbers. 市外局番のように番号と特定の住所がひも付いていない全国的な番号計画の番号) の利用を国内監督庁が保証する規定である。

- 響を及ぼすことなく、2032年6月30日まで1分当たり0.019ユーロに据え置くものとする。
- 第1項にいう平均卸売料金は、事業者間に適用されるものとし、第1項に規定する平均卸売料金の上限額の適用期間の終了前又は2032年6月30日までの間において、12か月間又はこれより短い期間で計算されるものとする。
 - 第1項にいう平均卸売料金は、受け取った卸売ローミングの収益の合計を、該当の期間におけるEU内で関連事業者が卸売ローミング通話を提供するために実際に利用し、訪問先通信事業者が30秒を超えない最初の最小課金時間を適用する可能性を考慮して調整された秒単位で集計した、卸売ローミング〔通話〕の合計分数で除して算定するものとする。

第10条 規制対象のローミングSMSメッセージの卸売料金

- 訪問先通信事業者が、訪問先ネットワークで発信する規制対象のローミングSMSメッセージを提供するためにローミングプロバイダに課すことのできる平均卸売料金は、SMSメッセージ1通当たり0.004ユーロの保護上限額を超えてはならない。当該卸売料金の上限額は、2025年1月1日にSMSメッセージ1通当たり0.003ユーロに減額し、第21条に影響を及ぼすことなく、2032年6月30日まで0.003ユーロに据え置くものとする。
- 第1項にいう平均卸売料金は、事業者間に適用されるものとし、第1項に規定する平均卸売料金の上限額の適用期間の終了前又は2032年6月30日までの間において、12か月間又はこれより短い期間で計算されるものとする。
- 第1項にいう平均卸売料金は、該当の期間におけるEU内での規制対象のローミングSMSメッセージの発信及び送信について、訪問先通信事業者又は自国通信事業者が受け取った卸売収益の合計を、当該期間において当該ローミングプロバイダ又は自国通信事業者のために発信し、及び送信した当該SMSメッセージの総数で除して算定するものとする。
- 訪問先通信事業者は、訪問先ネットワークでローミング中にローミング顧客に送信された規制対象のローミングSMSメッセージの着信について、第1項にいう料金とは別に、ローミング顧客のローミングプロバイダ又は自国通信事業者にいかなる料金も課してはならない。

第11条 規制対象のデータローミングサービスの卸売料金

- 訪問先通信事業者が、訪問先ネットワークを利用した規制対象のデータローミングサービスを提供するためにローミングプロバイダに課すことのできる平均卸売料金は、データ伝送量1ギガバイト当たり2.00ユーロの保護上限額を超えてはならない。当該卸売料金の上限額は、2023年1月1日にはデータ伝送量1ギガバイト当たり1.80ユーロに、2024年1月1日には1ギガバイト当たり1.55ユーロに、2025年1月1日には1.30ユーロに、2026年1月1日には1.10ユーロに、2027年1月1日には1ギガバイト当たり1.00ユーロに減額するものとし、その後、第21条に影響を及ぼすことなく、2032年6月30日までデータ伝送量1ギガバイト当たり1.00ユーロに据え置くものとする。
- 第1項にいう平均卸売料金は、事業者間に適用されるものとし、第1項に規定する平均卸売料金の上限額の適用期間の終了前又は2032年6月30日までの間において、12か月間又はこれより短い期間で計算されるものとする。
- 第1項にいう平均卸売料金は、該当の期間における規制対象のデータローミングサービスの提供について、訪問先通信事業者又は自国通信事業者が受け取った卸売収益の合計を、当該期間において当該ローミングプロバイダ又は自国通信事業者のためにキロバイト単位で集

計した、当該サービスの提供により実際に使用されたデータの総メガバイト数で除して算定するものとする。

第 12 条 緊急通信の卸売料金

第 9 条、第 10 条及び第 11 条に影響を及ぼすことなく、訪問先通信事業者は、ローミング顧客が発したあらゆる種類の緊急通信又は発信者位置情報の送信に関する料金をローミングプロバイダに課してはならない。

第 13 条 ローミング通話及び SMS メッセージの小売条件の透明性

1. 各ローミングプロバイダは、通話の発信若しくは受信時又は SMS メッセージ送信時にローミング料金がかかるという事実をローミング顧客に警告するために、当該顧客が当該サービスを必要としないことをローミングプロバイダに通知した場合を除き、当該顧客が国内プロバイダのある国以外の加盟国に入国した際に、訪問先の加盟国において当該顧客が行った通話の発信及び受信並びに SMS メッセージ送信に適用される付加価値税を含むローミング料金に関する個人向けの基本価格情報を、自動メッセージにより、不当な遅延なく無料で、当該顧客に提供しなければならない。

当該個人向けの基本価格情報は、当該顧客の国内プロバイダによって提供される自国での請求書の通貨で表示され、次に掲げる情報を含むものとする。

- (a) EU 内においてローミング顧客を対象とする公正利用の方針及び当該公正利用の方針に基づく [サービス使用量の] 上限を超えて適用される追加料金
- (b) 第 6 条に基づき適用される追加料金

ローミングプロバイダは、ローミング顧客が国内プロバイダのある国以外の加盟国に入国する際、付加価値サービス [value-added services]⁽²⁸⁾ の利用による料金増加の潜在的なリスクに関する情報を、ローミング顧客が当該サービスを必要としないことをローミングプロバイダに通知した場合を除き、自動メッセージにより、不当な遅滞なく無料で、当該顧客に提供しなければならない。当該情報には、費用の増加の対象となり得るサービスの種類に関する最新情報及び利用可能な場合には、付加価値サービスの番号範囲⁽²⁹⁾ に関する情報又は第 16 条第 3 段落に従って、第 16 条第 1 段落 a 号に基づき設立されたデータベースに含まれるその他の関連追加情報を提供する専用のウェブページに無料で接続できるリンクが含まれるものとする。ウェブページには、ローミング中にフリーダイヤル⁽³⁰⁾ に適用される料金がある場合、その料金に関する情報を含めるものとする。

この項の第 1 段落にいう個人向けの基本価格情報は、より詳細な情報を得るための第 2 項にいう無料通話番号も含むものとする。

顧客は、メッセージ送信の都度、ローミングプロバイダに対し、自動メッセージを必要と

(28) 付加価値サービスとは、①プレミアム価格番号 (国内の顧客が通常通話や SMS よりも高い料金を課される番号。天気予報、エンターテインメント、技術サポート等)、②フリーダイヤル (free phone numbers. 国内の顧客は無料で利用できる番号。銀行、旅行代理店や保険会社の相談窓口等)、③費用共有番号 (国内の顧客が市内通話料金のみを支払う番号。オンラインショップ等) をいう。European Commission, *op.cit.*(11), p.5.

(29) 付加価値サービスの番号群。例えば、付加価値サービスの一種である「116」から始まる 6 桁の番号は、「116000」が行方不明の子どもに関するホットライン、「116006」が犯罪被害者のホットライン等と定められている。 *ibid*; Commission Decision of 15 February 2007 on reserving the national numbering range beginning with '116' for harmonised numbers for harmonised services of social value, OJ L 338M, 17.12.2008, p.913 <[http://data.europa.eu/eli/dec/2007/116\(1\)/2009-12-03](http://data.europa.eu/eli/dec/2007/116(1)/2009-12-03)>

(30) 付加価値サービスの一種。European Commission, *op.cit.*(11), p.5.

しない旨を無料かつ簡便な方法で通知する機会を得るものとする。自動メッセージを必要としないことを通知した顧客は、いつでも無料で、ローミングプロバイダに対してサービスの再提供を要求する権利を有するものとする。

ローミングプロバイダは、障害のある顧客が要請した場合、第1段落で述べた個人向けの基本価格情報を、音声通話により自動的に無料で提供しなければならない。

また、公正利用の方針への言及及び第6条に従って適用される追加料金を除き、この項の第1段落、第2段落、第5段落及び第6段落は、ローミングプロバイダが提供し、ローミング顧客が地上以外の国内又は国際公衆移動体通信ネットワークに接続して利用する音声及びSMSローミングサービス並びにローミングプロバイダが提供し、EU外に移動するローミング顧客が利用する音声及びSMSローミングサービスの両方に適用されるものとする。

2. 第1項に定める情報に加えて、顧客は、携帯〔機器〕の音声通話又はSMSメッセージにより、訪問先ネットワークにおいて音声通話及びSMSメッセージに適用されるローミング料金に関するより詳細な個人向けの価格情報及びこの規則によって適用される透明性措置に関する情報を、無料で、EU内の場所に関係なく、要請し、及び受領する権利を有するものとする。当該要請は、ローミングプロバイダがこの目的のために指定した無料通話番号に対して行うものとする。第1項に規定された義務は、SMS機能をサポートしていない機器には適用されないものとする。
3. ローミングプロバイダは、規制対象の音声ローミングサービス又は規制対象のSMSローミングサービスの適用される公正な利用量を全て使い切った場合又は第6条に従って適用される利用量に達した場合、ローミング顧客に通知を送信しなければならない。当該通知は、ローミング顧客による規制対象の音声ローミングサービス又は規制対象のSMSローミングサービスの追加使用に適用される追加料金を示すものとする。各顧客は、ローミングプロバイダに対して当該通知の送信を停止するよう要求する権利を有し、及び、いつでも無料で、ローミングプロバイダに対して当該サービスの再提供を要求する権利を有するものとする。
4. ローミングプロバイダは、契約時に全ての顧客に対し、適用されるローミング料金に関する完全な情報を提供しなければならない。また、ローミングプロバイダは、適用されるローミング料金に変更があった場合、その都度、不当な遅滞なくローミング顧客に対して更新情報を提供しなければならない。

ローミングプロバイダは、他の料金を選択した全ての顧客に対して、その後合理的な間隔でリマインドを送信しなければならない。

5. ローミングプロバイダは、国境地域における不注意によるローミングを効果的に回避する方法についての情報を顧客が利用できるようにしなければならない。ローミングプロバイダは、自国である加盟国にいる間に不注意でローミングサービスに接続したことによるローミング料金の支払から顧客を守るために、あらゆる合理的な措置を講じるものとする。
6. ローミングプロバイダは、不注意で地上以外の公衆移動体ネットワークに接続したことによる音声通話及びSMSメッセージにかかる追加料金の支払から顧客を守るために、ローミング顧客が地上以外の公衆移動体ネットワークに接続しないことを選択できるようにするなど、あらゆる合理的な措置を講じなければならない。このような選択のメカニズムが提供されている場合、ローミング顧客は、いつでも、簡単に、無料で、地上以外のネットワークを利用しないことを選択し、及び当該ネットワークへの接続の回復を要請する権利を有するも

のとする。

第 14 条 小売データローミングサービスの透明性及び保護メカニズム

1. ローミングプロバイダは、ローミング顧客に対して規制対象のデータローミングサービスの利用に適用される料金について、顧客が当該利用による経済的影響を理解しやすく、第 2 項及び第 4 項に従って規制対象のデータローミングサービスに関する支出を顧客が監視及び管理できるような方法で、小売契約の締結前及び締結後の両方において、適切かつ確実に通知されるようにしなければならない。

必要に応じて、ローミングプロバイダは、小売契約の締結前及びその後定期的に、自動的かつ制御不能なデータローミング接続及びダウンロードに伴うリスクについて顧客に通知しなければならない。さらに、ローミングプロバイダは、データローミングサービスの制御不能な使用を避けるために、当該自動データローミング接続を切断する方法を、無料で、明確かつ分かりやすい方法で顧客に通知しなければならない。

2. ローミング顧客が当該情報を必要としないことをローミングプロバイダに通知した場合を除き、ローミングプロバイダからの自動メッセージでは、当該顧客が規制対象のデータローミングサービスを利用していることを当該顧客に通知するものとし、関係のある加盟国におけるローミング顧客に対する規制対象のデータローミングサービスの提供に適用される料金に関する個人向けの基本料金情報を、顧客の国内プロバイダが提供する本国での請求書の通貨で、提供するものとする。

当該個人向けの基本料金情報には、以下の情報を含むものとする。

- (a) EU 内においてローミング顧客を対象とする公正利用の方針及び当該公正利用の方針に基づく [サービス使用量の] 上限を超えて適用される追加料金
- (b) 第 6 条に基づき適用される追加料金

当該情報は、ローミング顧客が国内プロバイダのある国以外の加盟国に入国し、当該特定の加盟国で初めてデータローミングサービスを開始する都度、例えば SMS メッセージ、電子メール、テキストメッセージの手段又は携帯機器上のポップアップウィンドウなどにより、ローミング顧客の携帯機器に直接配信されるものとする。当該情報は、ローミング顧客が規制対象のデータローミングサービスを開始した時点で、受け取りやすく、理解しやすい適切な手段によって無料で提供されるものとする。

料金の自動的な情報 [提供] を必要としないことをローミングプロバイダに通知した顧客は、いつでも無料で、ローミングプロバイダに対してこのサービスを再び提供することを要求する権利を有するものとする。

3. ローミングプロバイダは、該当する規制対象のデータローミングサービスの適用される公正な利用量を全て使い切った場合、又は第 6 条に従って適用される利用量の閾値 (いきち) に達した場合、通知を送信しなければならない。当該通知は、ローミング顧客による規制対象のデータローミングサービスの追加使用に適用される追加料金を示すものとする。各顧客は、ローミングプロバイダに対して当該通知の送信を停止するよう要求する権利を有し、及び、いつでも無料で、ローミングプロバイダに対してサービスの再提供を要求する権利を有するものとする。
4. 各ローミングプロバイダは、規制対象のデータローミングサービスに対してローミング顧客が課金される、[通信使用] 量又は通貨で表される累積使用量に関する情報を時宜に応じ

て提供する機能で、かつ、顧客の明確な同意なしに、特定の利用期間の規制対象のデータローミングサービスのうち単位ごとに課金される MMS メッセージを除いた累積支出が、特定の限度額を超えないことを保証する機能を、全てのローミング顧客が無料で利用できることを許諾しなければならない。顧客は、このような機能の利用を必要としないことをローミングプロバイダに通知することができる。

その目的のため、ローミングプロバイダは、特定の利用期間に対する一又は複数の最高限度額に対応する〔通信使用〕量を事前に顧客に通知することを条件に、当該限度額を〔顧客が〕利用できるようにするものとする。これらの制限の一つ（既定の金額制限）は、付加価値税を除く、毎月の請求期間当たりの未払料金で 50 ユーロ未満を超えないがそれに近い額とする。

あるいは、ローミングプロバイダは、〔通信使用〕量で表される制限に対応する金額を事前に顧客に通知することを条件に、〔通信使用〕量で表される制限を設けることができる。これらの制限の一つ（既定の〔通信使用〕量制限）は、対応する金額が、付加価値税を除く、毎月の請求期間当たりの未払料金のうち 50 ユーロを超えないものとする。

さらに、ローミングプロバイダは、そのローミング顧客に対して、異なる、すなわち、より高額又は低額の月額最高限度額を提示することができる。

第 2 段落及び第 3 段落にいう既定の制限は、別の制限を選択していない全ての顧客に適用されるものとする。

また、各ローミングプロバイダは、データローミングサービスが、同意した金額制限又は〔通信使用〕量制限の 80% に達した場合、例えば SMS メッセージ、電子メール、テキストメッセージの手段又はコンピュータのポップアップウィンドウなどにより、ローミング顧客の携帯機器に適切な通知が確実に直接送信されるようにしなければならない。

各顧客は、ローミングプロバイダに対して当該通知の送信を停止するよう要求する権利を有し、及び、いつでも無料で、ローミングプロバイダに対して当該サービスの再提供を要求する権利を有するものとする。

金額制限又は〔通信使用〕量制限を超過した場合、ローミング顧客の携帯機器に通知が送信されるものとする。第 5 段落に定める既定の金額制限又は既定の〔通信使用〕量制限の対象となるローミング顧客が、毎月の請求期間において付加価値税を除き 100 ユーロを超える金額を使用した場合、当該ローミング顧客の携帯機器に追加の通知が送信されるものとする。これらの通知は、当該顧客がサービスの提供の継続を希望する場合に従うべき手続及び使用される追加の各単位に関する費用を示すものとする。ローミング顧客が受信した通知の記載に応じない場合、ローミングプロバイダは、ローミング顧客がサービスの継続又は更新を要請しない限り、当該顧客に対する規制対象のデータローミングサービスの提供及び課金を直ちに中断しなければならない。

ローミング顧客が、金額制限又は〔通信使用〕量制限機能の解除又は再開を要請した場合、当該変更は、要請を受けてから 1 営業日以内に行われるものとし、無料で行われるものとし、及び契約の他の要素に関わる条件又は制限を伴わないものとする。

5. 第 2 項及び第 4 項は、移動体データ通信を利用する機械間の〔通信〕機器には適用されない。
6. ローミングプロバイダは、ローミング顧客が自国である加盟国にいる間に不注意でローミングサービスに接続したことによるローミング料金の支払から当該顧客を守るため、あらゆる

る合理的な措置を講じなければならない。これには、国境地域における不注意によるローミングを効果的に回避する方法について顧客に通知することを含むものとする。

7. ローミングプロバイダは、不注意で地上以外の公衆移動体ネットワークに接続したことによるデータサービスにかかる追加料金の支払から顧客を守るために、ローミング顧客が地上以外の公衆移動体ネットワークに接続しないことを選択できるようにするなど、あらゆる合理的な措置を講じなければならない。このような選択のメカニズムが提供されている場合、顧客は、いつでも、簡単に、無料で、地上以外のネットワークを利用しないことを選択し、及び当該ネットワークへの接続の再開を要請する権利を有するものとする。
8. 第 2 項第 2 段落、第 3 項及び第 6 項を除き、及びこの項の第 2 段落及び第 3 段落に従い、この条は、ローミングプロバイダが提供する国内又は国際的な地上以外の公衆移動体ネットワークに接続する際にローミング顧客が利用するデータローミングサービス並びにデータローミングプロバイダが提供し、及び EU 外を移動するローミング顧客が利用するデータローミングサービスにも適用されるものとする。

第 4 項第 1 段落に規定する機能について、第 4 項に定める要件は、EU 外の訪問先通信事業者が、当該訪問国において、ローミングプロバイダの顧客の利用をリアルタイムで監視することを当該ローミングプロバイダに許可しない場合には、適用されないものとする。

この場合、顧客は、当該国に入国する際に、不当な遅延なく無料で、累積使用量に関する情報及び特定の限度額を超えないという保証が利用できないことを SMS メッセージによって通知されるものとする。

第 15 条 緊急サービスへの接続手段に関する透明性

ローミングプロバイダは、訪問先の加盟国における緊急サービスへの接続手段に関して、ローミング顧客に十分な情報を確実に提供しなければならない。

ローミングプロバイダは、ローミング顧客が単一欧州緊急番号「112」に発信することで、無料で緊急サービスに接続できることを、自動メッセージにより、ローミング顧客に通知しなければならない。当該メッセージは、また、障害者が利用することができる、訪問先の加盟国で義務付けられた緊急通信を通じて緊急サービスに接続する代替手段に関する情報を提供する専用ウェブページに、無料で接続できるリンクをローミング顧客に提供するものとする。当該情報は、ローミング顧客が当該顧客の国内プロバイダのある国以外の加盟国に入国するたびに、SMS メッセージ又は必要に応じて受信しやすく理解しやすい適切な手段でローミング顧客の携帯機器に配信されるものとする。当該情報は、無料で提供されるものとする。

公衆警報⁽³¹⁾ 携帯アプリケーションが配備されている加盟国において、第 16 条第 1 段落 b 号に基づき構築されたデータベースに訪問先の加盟国が当該アプリケーションへのリンクを報告した場合、ローミングプロバイダは、この条 [第 15 条] の第 2 段落のメッセージに、公衆警報携帯アプリケーションで公衆警報を受信できることを示す情報を含めなければならない。公衆警報携帯アプリケーションへのリンク及びそのダウンロードの説明は、この条の第 2 段落の専用ウェブページで提供されるものとする。

(31) 欧州電子通信コード指令第 110 条第 2 項は、災害等に関する公衆警報について、加盟国が携帯アプリケーションを通じてエンドユーザーに送信できると規定している。

第 16 条 付加価値サービスの番号範囲及び緊急サービスへの接続手段に関するデータベース

BEREC は、2022 年 12 月 31 日までに、次に掲げるデータベースを構築し、その後維持しなければならない。

- (a) 事業者、国内監督庁及び該当する場合は他の所轄当局が利用できるように設計された、各加盟国における付加価値サービスの番号範囲に関する EU 域内の単一データベース
- (b) 事業者並びに国内監督庁及び該当する場合は他の所轄当局が利用できるように設計された、各加盟国で義務付けられ、及びローミング顧客による利用が技術的に実現可能な緊急サービスへの接続手段に関する EU 域内の単一データベース

第 1 段落に規定するデータベースの構築及び維持を目的として、国内監督庁又は他の所轄当局は、BEREC に対し、必要な情報及び当該情報に関する更新を電子的手段により不当な遅滞なく提供しなければならない。

第 13 条に影響を及ぼすことなく、第 1 段落に規定するデータベースは、国内監督庁及び他の所轄当局が任意に追加情報を提供することを可能にしなければならない。

第 17 条 監督及び執行

1. 国内監督庁及び該当する場合には他の所轄当局は、自国内におけるこの規則の遵守を監視し、及び監督しなければならない。

国内監督庁は、第 5 条及び第 6 条が適用されるローミングプロバイダを厳正に監視し、及び監督しなければならない。

該当する場合には、他の所轄当局は、指令 (EU) 2018 /1972 を置換する国内法によって与えられた権限の行使に関するこの規則に定められた義務を事業者が遵守することを監視し、及び監督しなければならない。

2. 国内監督庁並びに該当する場合には他の所轄当局及び BEREC は、この規則の適用に関する、特に第 4 条、第 5 条、第 6 条及び第 8 条から第 11 条までの最新情報を、利害関係者が容易に利用できる方法で一般に公開しなければならない。
3. 国内監督庁及び該当する場合には他の所轄当局は、各々の権限に従って、第 21 条に規定する検討の準備として、EU 運営条約第 349 条に規定する最も周辺の領域⁽³²⁾を含む、ローミング顧客に対する SMS 及び MMS を含む音声及びデータ通信サービスの提供にかかる卸売料金及び小売料金の動向を監視しなければならない。また、国内監督庁及び該当する場合には他の所轄当局は、近隣加盟国の国境地域における不注意によるローミングという特定の状況に注意を払い、トラフィックステアリング [traffic steering]⁽³³⁾の技術が顧客の不利益となるように利用されていないかどうかを監視しなければならない。

(32) EU 運営条約第 349 条は、条約の適用範囲について規定する。最も周辺の領域とは、グアドループ島、フランス領ギアナ、マルチニーク島、レユニオン、サン・バルテルミー島、サン・マルタン島、アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリー諸島をいう。Consolidated version of the Treaty on the Functioning of the European Union Part Seven – General and Final Provisions Article 349 (ex Article 299(2), second, third and fourth subparagraphs, TEC), OJ C 202, 7.6.2016, p.195. <http://data.europa.eu/eli/treaty/tfeu_2016/art_349/oj>

(33) トラフィック誘導ともいう。ローミングに関するステアリング技術は、“Steering of Roaming: SoR” と呼ばれる。SoR は、ローミング先で、複数の移動体通信事業者の中から、自国の移動体通信事業者が優先する事業者へ誘導する機能のことである。青柳健一郎ほか「3GPP Release 16 における 5G コアネットワークの高度化技術の概要」『NTT Docomo テクニカル・ジャーナル』 vol.28 no.3, 2020.10, p.54. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/11703256>>; 岡田和也ほか「マルチアクセスエッジコンピューティングのトラフィック誘導に着目した実装に関する一検討」『電子情報通信学会技術研究報告』 117 巻 390 号, 2018.1, pp.1-6.

国内監督庁及び該当する場合には他の所轄当局は、不注意によるローミングに関する情報を監視し、及び収集し並びに適切な措置を講じなければならない。

4. 国内監督庁及び該当する場合には他の所轄当局は、この規則に基づく義務の対象となる事業者に対して、この規則の実施及び執行に関する全ての情報の提供を要求する権限を有するものとする。当該事業者は、要請に応じて、国内監督庁及び該当する場合には他の所轄当局が要求する期限及び詳細度に従って、当該情報を遅滞なく提供しなければならない。
5. 営業秘密に関する EU 及び各加盟国の規定により、国内監督庁又は他の所轄当局が情報を秘密と認める場合、委員会、BEREC 及び他の国内監督庁又は関係する他の所轄当局は、当該秘密を確実に保持しなければならない。営業秘密は、この規則の適用を検討、監視及び監督する目的のために、国内監督庁又は他の所轄当局、委員会、BEREC 及びその他の国内監督庁又は関係する他の所轄当局の間で適時に情報を共有することを妨げるものではない。
6. 国内監督庁は、この規則を確実に遵守するために、自ら介入する権限を有するものとする。指令 (EU) 2018/1972 第 61 条第 2 項 b 号及び c 号⁽³⁴⁾ に規定する状況における国内監督庁又は他の所轄当局は、必要な場合には、例えば、SMS メッセージの配信を可能にする卸売ローミング契約が存在しないことが原因で、顧客が他の加盟国の地上公衆移動体通信ネットワークの顧客と規制対象のローミング SMS メッセージを交換できない場合など、ローミングサービスのエンドツーエンド [end-to-end] の接続性及び相互運用性を保証するために、当該指令第 61 条に基づく適切なアクセス及び相互接続を確保する権限を行使しなければならない。
7. 国内監督庁又は、指令 (EU) 2018/1972 を置換する国内法によって与えられた権限の行使に該当する場合、他の所轄当局は、この規則に定める義務の違反が生じたことを発見したときには、当該違反の即時停止を要求する権限を有するものとする。

第 18 条 紛争解決

1. 加盟国における電子通信ネットワーク [electronic communications networks]⁽³⁵⁾ 又は電子通信サービス [electronic communications services]⁽³⁶⁾ を提供する事業者間の、この規則に定める義務に関する紛争の場合、指令 (EU) 2018/1972 第 26 条及び第 27 条⁽³⁷⁾ に定める紛争解決手続が適用されるものとする。

規制対象の卸売ローミングサービスの提供のために必要なインプット [input] に適用される規定料金に関する訪問先通信事業者と他の事業者間の紛争は、指令 (EU) 2018/1972 第 26 条及び第 27 条に従って管轄の国内監督庁又は当局に付託することができる。管轄の国内監督庁又は当局は、紛争の一貫した解決をもたらすために、国境を越えた紛争を BEREC に通知するものとする。

(34) 欧州電子通信コード指令第 61 条は、アクセス及び相互接続に関する国内監督庁の権限と責任を定める。第 2 項 b 号はエンドユーザへのアクセスを管理する事業者に対し、そのサービスを相互運用可能にする義務を課すことを規定し、c 号は対人通信サービス間の相互運用性の欠如によりエンドユーザ間の接続が危うくなる場合に、対人通信サービスプロバイダに対し、そのサービスを相互運用可能にする義務を課すことを規定する。

(35) 電子通信ネットワークとは、伝送システム及び有線、無線、光学又はその他電磁的手段による信号の伝達を可能にする交換、経路制御機器及びその他のリソースをいう。衛星ネットワーク、固定及び移動体ネットワーク、ラジオ及びテレビ放送に使用されるネットワーク等 (欧州電子通信コード指令第 2 条)。

(36) 電子通信サービスとは、電子通信ネットワークを介して報酬を得て提供されるサービスをいう (欧州電子通信コード指令第 2 条)。

(37) 欧州電子通信コード指令第 26 条は事業者間の紛争解決手続に関する規定であり、第 27 条は国際間の紛争解決手続について定める規定である。

BEREC に意見を求めた場合、管轄の国内監督庁又は当局は、紛争解決のための行動を起こす前に、BEREC の意見を待たなければならない。

2. 顧客又はエンドユーザ⁽³⁸⁾ が関与し、及びこの規則の範囲に含まれる問題に関する未解決の紛争の場合、加盟国は、指令 (EU) 2018/1972 第 25 条⁽³⁹⁾ に定める裁判外紛争解決手続を確実に利用できるようしなければならない。

第 19 条 罰則

加盟国は、この規則の違反に適用される罰則を定めなければならない、及びその実施を確保するために必要な全ての措置を講じなければならない。規定される罰則は、効果的で、比例的で、かつ抑止力のあるものとする。加盟国は、当該規定及び措置並びにそれらに影響を及ぼすその後の改正について、遅滞なく委員会に通知しなければならない。

第 20 条 委員会手続

1. 委員会は、指令 (EU) 2018/1972 第 118 条第 1 項⁽⁴⁰⁾ により設立された通信委員会 [Communication Committee] に補佐されるものとする。当該委員会は、規則 (EU) No 182/2011⁽⁴¹⁾ の意味における委員会である。
2. この項への言及がなされる場合、規則 (EU) No 182/2011 第 5 条⁽⁴²⁾ が適用されるものとする。

第 21 条 検討

1. 委員会は、BEREC と協議後、欧州議会及び理事会に二つの報告書を提出し、その後、適切な場合には、この規則を改正するための立法提案を行わなければならない。

第一の報告書は、2025 年 6 月 30 日までに、第二の報告書は 2029 年 6 月 30 日までに提出するものとする。当該報告書は、特に次の事項の評価を含むものとする。

- (a) 次世代移動体通信ネットワーク及び技術の展開及び実施がローミング市場に与える影響
- (b) ローミング顧客に関わるサービス品質についての義務の有効性、規制対象の小売音声、SMS 及びデータローミングサービスの代替となるサービスを含む、特に技術の発展並びに異なるネットワーク技術及び世代への接続を踏まえたサービスの利用可能性及び品質
- (c) 小売及び卸売ローミング市場の競争の程度、特に事業者が支払う実際の卸売規定料金並びに商業的な卸売ローミング契約、取引プラットフォーム及び類似の手段で取引されるトラフィックの競争効果、事業者間の相互接続の程度を含む、小規模、独立又は新たに事業を開始した事業者及び MVNO⁽⁴³⁾ の競争状況
- (d) IoT 機器⁽⁴⁴⁾ のローミングを含む機械間のローミングの進化

(38) エンドユーザとは、公に利用可能な電子通信サービスを利用する者で、公衆電子通信ネットワーク又は公に利用可能な電子通信サービスを提供しない者をいう (欧州電子通信コード指令第 2 条)。

(39) 欧州電子通信コード指令第 25 条は、法廷外での紛争に関する規定である。

(40) 欧州電子通信コード指令第 118 条第 1 項は、通信委員会が欧州委員会を支援する義務について定める。

(41) Regulation (EU) No 182/2011 of the European Parliament and of the Council of 16 February 2011 laying down the rules and general principles concerning mechanisms for control by Member States of the Commission's exercise of implementing powers, OJ L 55, 28.2.2011, p.13 <<http://data.europa.eu/eli/reg/2011/182/oj>>

(42) 規則 (EU) No 182/2011 第 5 条は、通信委員会及び欧州委員会による審査手続の詳細を定める。

(43) MVNO (mobile virtual network operator) とは、国内事業者のネットワークの一部へのアクセス許可を受けて活動し、自社ではアクセスインフラを構築しない事業者である。European Commission, *op.cit.*(11), p.3.

(44) IoT (Internet of Things) は、インターネットなどのネットワークにコンピュータやセンサー、カメラ、工作機械、家電などさまざまな「モノ」が接続され、データを収集したり相互に情報をやりとりしたりする概念のことである。「IoT とは？」2022.6.15. 情報処理推進機構ウェブサイト <<https://dx.ipa.go.jp/iot>>

- (e) 第 3 条に規定する措置の実施、特に国内監督庁が提供した情報に基づき、第 3 条第 6 項に規定された事前許可の手続が、規制対象のローミングサービスの域内市場における競争の動向にどの程度の結果をもたらしたか
 - (f) 利用可能な小売料金プランの変化
 - (g) COVID-19 などのパンデミック又は自然災害などの状況に起因する欧州のエンドユーザの移動傾向の変化を含む、国内及びローミングサービスにおけるデータ使用傾向の変化
 - (h) 国内通信事業者が国内料金モデルを維持する能力及び第 6 条に基づき例外的なローミング追加小売料金がどの程度許可されたか
 - (i) ネットワークの展開に関する最新情報並びに、例えば使用 [量] ではなく処理能力に基づく費用モデルの計算を含む可能性などの、技術的性能、価格モデル及びネットワークの制約に関する発展を考慮した、訪問先通信事業者が規制対象の卸売ローミングサービスを提供するために発生した費用を効率的に回収する能力
 - (j) 公正利用の方針の適用及び実施におけるあらゆる矛盾の特定を含む、第 7 条に基づき採択された実施法に従い、エンドユーザによる使用を含む、事業者が公正利用の方針を適用した影響並びに当該方針の一般的適用の有効性及び比例性
 - (k) 付加価値サービス及び第 16 条第 1 段落 a 号に基づき構築された付加価値サービスの番号範囲のデータベースの実施に関連して、ローミング顧客及び事業者がどの程度問題に直面しているか
 - (l) この規則の措置の適用及びローミング中の緊急通信の利用に関する苦情
 - (m) 不注意によるローミングに関する苦情
2. EU 域内のローミング市場における競争の動向を評価するため、BEREC は、国内監督庁から、均衡した及び不均衡なローミングトラフィックにそれぞれ適用される卸売料金を含む、規制対象の音声、SMS 及びデータローミングサービスの小売料金及び卸売料金の動向に関するデータ、次世代移動体通信ネットワーク及び技術の展開及び導入がローミング市場に与える影響に関するデータ、取引プラットフォーム及び類似の手段の利用に関するデータ、機械間のローミング及び IoT 機器の発展に関するデータ並びに卸売ローミング契約がどの程度サービス品質を対象とし、異なるネットワーク技術及び世代への接続を与えているかに関するデータを定期的に収集しなければならない。該当する場合、国内監督庁は、他の所轄当局と連携して当該データを提供することができる。

また、BEREC は、事業者による公正利用の方針の適用、国内専用料金の動向、持続可能メカニズムの適用並びにローミング及びサービス品質についての義務の遵守に対する苦情に関するデータを国内監督庁から定期的に収集しなければならない。必要に応じて、国内監督庁は、他の所轄当局と連携し、当該データを収集するものとする。BEREC は、透明性、緊急通信に関する措置の適用、付加価値サービス及び地上以外の公衆移動体通信ネットワークのローミングに関する追加情報を定期的に収集し、及び提供しなければならない。

また、BEREC は、第 9 条、第 10 条又は第 11 条に規定するローミング卸売料金の上限額の対象とならない卸売ローミング契約に関するデータ及びローミングプロバイダの顧客が定期的に EU 内を移動する間、顧客に対する規制対象のローミングサービスの提供以外を目的とした、常時ローミング又は卸売ローミング接続の異常な又は不正な利用を防止するための卸売レベルの契約上の措置の実施に関するデータを収集しなければならない。

この項に基づき BEREC が収集したデータは、少なくとも年 1 回、委員会に通知するものとする。委員会は、当該データを公表しなければならない。

2027 年 6 月 30 日までに、委員会は、この項に基づき BEREC が収集したデータに基づいた中間報告書を欧州議会及び理事会に提出しなければならない。その後、適切な場合には、この規則を改めるための立法提案を行わなければならない。

この項に基づき収集されたデータに基づいて、BEREC は、加盟国における国内サービス及びローミングサービスの両方に関する価格及び使用傾向の変化、ローミングサービスプロバイダ間の不均衡なトラフィックに関する実際のローミング卸売規定料金の変化並びにローミングサービスの小売価格、卸売料金及び卸売費用の関係について定期的に報告しなければならない。BEREC は、これらの要素が相互にどの程度密接に関連しているかを評価しなければならない。

第 22 条 通知要件

加盟国は、国内監督庁及び関係のある場合には、この規則に基づく業務の実施に責任を有する他の所轄当局の識別情報を委員会に通知しなければならない。

第 23 条 廃止

規則 (EU) No 531/2012 は、廃止される。

廃止された規則への言及は、この規則への言及と解釈され、別表 II の相関表に従って読まれるものとする。

第 24 条 施行及び失効

この規則は、2022 年 7 月 1 日に施行するものとする。

ただし、第 16 条にいうデータベースの情報に関して、第 13 条第 1 項第 3 段落にいう付加価値サービスの番号範囲に関する情報及び第 15 条第 2 項にいう緊急サービスへの代替接続手段に関する情報を提供するローミングプロバイダの義務は、2023 年 6 月 1 日から適用されるものとする。

この規則は、2032 年 6 月 30 日に失効するものとする。

この規則は、その全体が拘束力を有し、全ての加盟国に対し直接適用される。

2022 年 4 月 6 日 ストラスブルにて

欧州議会議長

R. メトソラ

理事会議長

C. ボーヌ

(たむら ゆうこ)